

令和3年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和3年12月14日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総合政策部長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健康福祉部長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建設水道部長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 水 間 剛 君
こども・高齢者 廣 嶋 淳 一 君
支 援 室 長
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 佐 藤 美 香 君
会 計 室 長 鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員 鹿 野 裕 二 君

1. 出席議員(18名)

議 長 18番 東 千 春 議員
副議長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 清水 一夫 議員

10番 川村 幸栄 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

お悔やみコーナーの設置を外3件を、高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、大きい項目1点目、お悔やみコーナーの設置についてをお尋ねをいたします。葬儀の際、役所への手続は個々の状況によって変化をしますが、名寄では住民票、そして国民健康保険等と2階に行き、そして最低でも3か所回り、数十種類の手続をしなければなりません。ある80歳を超える老夫婦の方から自分もそのような年になってきたという相談を受けました。家族を亡くして、遺族が行う故人に関わる各種手続の負担を軽減するためにお悔やみコーナーを設置してほしいという高齢者の遺族やその不安や負担の軽減を進めるのが行政マンの責務と考えております。ある自治体では、必要な手続内容をまとめたお悔やみガイドブック、手続が必要な各部署の一覧表や持参する書類等々が一目で分かる紹介ガイドブックを制作している市町村もございます。宮崎市、豊田市では負担を減らすため1か所で行えるお悔やみコーナーを設置、ガイドブックやチェックシートを

行っているそうです。延岡市では、電話予約時に担当が聞き取りを行い、事前に関係部署の必要書類をお悔やみコーナーに設置し、役所職員が交代でその場に行き、来庁時のスムーズな手続の支援を行っております。高齢社会が進み、不安を抱える市民負担の軽減のため、お悔やみガイドブックの作成とワンストップでの手続できるお悔やみコーナーの設置の理事者の御見解をお願いいたします。

高齢者のデジタル格差の解消へ向けての質問であります。全国で自治体DX推進計画が進む中、社会のデジタル化が進み、今の生活必需品となりつつあるスマートフォン、その使い方を高齢者に親切に無料で教えるスマホ講習会が各地で好評に開催をされております。スマホ機器を使いこなせるか否かで生じるデジタルディバイドの解消を目的とし、地域、自治体主体や携帯ショップと連携で開催されております。マイナンバーカードの個人向けサイト、マイナポータル利用方法、スマホを使った行政手続方法等を学んでおります。ある自治体では、携帯ショップと連携し、高齢者が6回の講習に参加し、市の防災情報等々を発信できる、またライン公式アカウントの登録や基本情報の登録し、操作できるようになったことで、スマホ購入代補助2万円を受けられるそうであります。本市の現状と課題について、またデジタルディバイドの解消の考え方について理事者の御見解をお願いいたします。また、総務省のデジタル活用支援推進事業を活用した高齢者のデジタル格差解消のため、初めてでも安心してスマホが使えるシニアスマホ教室の開催についての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、ICTを活用した市民サービスの向上についてであります。マイナンバーカードの利活用の推進についてでもありますが、行政サービスの向上の具体的な施策にマイナンバーカードの利活用の推進が必要と感じられます。マイナンバーカードのメリットはコンビニ等々、コ

コンビニエンスストアなどで各種証明書が取得開始されております。24時間コンビニエンスストアで住民票等証明書が発行されるため、普及が全国で進んでおります。現状と課題について、またマイナンバーカードの普及促進の考え方についての理事者の御見解をお願いいたします。

近年の動きとして、本年5月に成立しました医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部改正の法律が施行されました。保険者間での資格情報を一元化に管理する仕組みを創設し、マイナンバーカードを用いた資格確認手続の電子化を含めたオンライン資格確認制度となっております。保険証の2桁追加の個人単位化した保険証かマイナンバーカードの電子証明の活用が可能と伺いました。また、児童手当等の受給資格の請求や現況届等や保育所に必要な就労証明書等が電子申請対象となりました。健康保険証等への対応等について、理事者の御見解をお願いいたします。

それに伴い、国はキャッシュレスポイントの還元率をうたっております。再度新規申請者、健康保険証、そして金融機関、申請書等に伴うキャッシュレスポイントの再交付が決まりました。国民健康保険のオンライン資格確認や保険、保育、児童手当、またマイナポイントの政府環境整備に対して当市の対応について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、小中学校の教室、体育館のエアコンの設置についてであります。地球温暖化に伴い、異常気象の発生が頻度に高まっております。突然風が巨大化するおそれがあります。もちろん異常気象は今の気候でも発生しますが、地域によっては今まで経験したことのないような異常気象が発生しております。今まで8月頭まで暖かい日が少ない、続きました。お盆からは秋を感じる涼しさが訪れておりましたが、昨年は異常気象で8月後半まで暑さが続きました。電気販売店にはクーラー、扇風機が一台もなく、8月末まで猛

暑が続きました。児童生徒が快適に不便のない学校生活を実現するため、熱中症など命を落とすリスクを最小限にするためにクーラーの導入する学校が増えております。また、数百人規模の生徒が集まる小中学校の体育館では、夏場にクーラーを使用しないと熱中症にかかってしまう問題も近年表面化しており、安全で安心した学校生活を送ることが理想と考えております。コロナ禍でマスクの着用が必要となり、リスクが高くなる中、クーラーは熱中症を防ぐ役割を果たしております。また、体育館は災害時に避難所になることがあり、地域住民も使用するため、冷暖房設置は喫緊の課題とされております。また、エアコンのある、なしは他市からの移住を決める際には少なからず影響を与えるとされており、このような幾つかの観点から教室と体育館にエアコンなどの空調設備が必要であると考えます。早急に設置していただきたいのですが、いかがでしょうか。学校施設環境改善交付金を使用すれば空調の3分の1の交付金を負担してもらえらというふうにお聞きしております。現状の課題及び小中学校教室と体育館のエアコン設置の現況と取組と考え方について理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) おはようございます。高橋議員からは、大項目4点について御質問いただきました。大項目1と3は私から、大項目2は総務部長から、大項目4は教育部長から答弁させていただきます。

初めに、大項目1、お悔やみコーナーの設置を、小項目1、現状と課題について、小項目2、お悔やみコーナー設置とガイドブックについて関連がございますので、一括してお答えいたします。親族などの死亡に伴う行政手続の支援につきましては、現在全国では200近い自治体で、また道内では7つの自治体で導入されており、コーナーを設け、そこで全ての手続が完結できるものや職員

が付き添いながらタブレット等で申請書の作成支援等を行うものなど各自治体で様々な取組がなされているものと承知しております。あわせて、パンフレットやチェックシートを利用した説明がなされております。本市における死亡に関する行政手続につきましては、窓口で今後必要となる手続一覧を示したシートを使用して御説明をさせていただき、その後できるだけ職員が付き添い、各担当部署への御案内を行っているところでございます。今後必要な手続が確実にできるより分かりやすいチェックシートなどを研究してまいりたいと考えております。また、お悔やみコーナーにつきましては、庁舎の現状から申し上げますと、通常の業務として特定の行政手続を行うための場所の確保は難しい状況となっておりますが、引き続き窓口における丁寧な対応を心がけまして、お越しになられた方への御負担をできるだけ軽減できるよう努めてまいります。

続きまして、大項目3、ICTを活用した市民サービスの向上について、小項目1、現状と課題について、小項目2、マイナンバーカードの普及促進について、小項目3、健康保険証への対応について、小項目4、マイナポイントの対応について関連がございますので、一括してお答えいたします。ICT化やDX化などによる地方行政のデジタル化の推進につきましては、市民サービスの利便性向上や行政の業務効率化を図るため、今後各自治体におきましては国の動きに合わせながら各種施策に取り組んでいくこととなります。マイナンバーカードにつきましては、このデジタル化の推進に際しオンライン手続を可能にするものとして今後様々な場面での利活用が図られるものと理解しているところでございます。このマイナンバーカードの関連施策といたしまして、国ではオンライン資格確認やマイナポイント事業を実施しております。健康保険証のオンライン資格確認につきましては、本年10月から本格的に運用が開始されておりますが、現在全国的に医療機関など

でのシステム導入が遅れており、市内におきましてもまだ運用が進んでいない状況とお聞きしております。また、マイナポイント事業につきましては、キャッシュレス決済の基盤強化などを目的として本年12月末まで延長して実施してりましたが、本市におきましてはスマートフォンやカードリーダーがない方に対しまして窓口でマイナポータルサイトにおけるカード設定支援などを行っております。さらに、自治体独自の関連施策につきましては、証明書のコンビニ交付サービスや公共施設の利用カード化など様々な利活用が図られているものと承知しております。議員御指摘の証明書のコンビニ交付につきましては、その利便性について認識はしておりますが、多額の導入経費など費用対効果を踏まえ、本市では導入に至っていないところでございます。なお、マイナンバーカードの普及促進につきましては、現在本市のカード交付率は37%であり、国平均39%と比べますと同様の伸び率で推移しているところでございます。国では、令和4年度末までほぼ国民にカードが行き渡ることを目指しておりますので、その周知広報と併せ、本市でもできる限りのPR支援を行ってまいります。また、児童手当の申請や保育施設等の利用申込みなど国が進める行政手続オンライン化については、全庁的、横断的な推進体制の構築を進めながら情報収集に努めております。今後も国や他の自治体の動向を注視し、自治体情報システムの標準化や共通化、各種行政手続のオンライン化などのデジタルに関する取組を順次進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目2、高齢者のデジタル格差解消へ、小項目1、現状と課題について、小項目2、デジタルディバイドの解消について及び小項目3、スマホ教室の開催について関連がございますので、一括してお答えいたします。

国ではデジタル社会の到来を見据え、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化といった方針を示しており、自治体においてもデジタルを活用し、一人一人のニーズに合ったサービスを提供することが求められております。本市としても高齢者のデジタルディバイドの解消は大きな課題であると認識しており、インターネットやパソコン、スマートフォンなどの情報通信技術を年齢や障がいの有無、性別、経済的な理由などにかかわらず利用することへの格差が生じないよう取組を進める必要があるものと考えております。特に今回のコロナワクチン接種におきましては、パソコンやスマートフォンを利用できない方が相当数いたことで混乱が生じ、改めてデジタルへの課題が浮き彫りになったところですが、現在本市では、デジタルディバイド対策として高齢者の参加が多く見込まれる出前トークの介護予防のメニューの中でスマートフォンを活用し、ラインでの情報収集の仕方について説明機会を設けたほか、情報伝達的手段として民放テレビの地デジ広報サービスの利用を開始したところですが、今回御提言のあったシニアのスマホ教室は、デジタルディバイド対策として有効な手段の一つと考えており、総務省のデジタル活用支援推進事業の活用も視野に入れ、スマートフォンの基本的な動作やラインなどのSNSの使用法、さらにはマイナンバーカードの申請や活用方法などよりデジタルになれ親しんでいただける内容で実現できるよう民間業者や関係機関と連携しながら実施に向けて協議を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 私からは大項目4、小中学校教室、体育館のエアコン設置を、小項目1、現状の取組と課題について、小項目2、エアコン設置について関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

市内小中学校11校におけるエアコンの設置状況についてであります。全ての学校のパソコン

教室には情報機器からの発熱を考慮し、エアコンの設置が完了しておりますが、普通教室や屋内運動場にエアコンが設置されている学校はありません。そのため、令和2年度にエアコンの設置がされていない教室については風通しをよくするため網戸の設置や風の循環をよくする大型扇風機を各学校の必要台数について整備するとともに、児童生徒には小まめな水分補給をさせるなど熱中症対策を行ってきております。しかしながら、本市においてもここ数年7月や8月に真夏日が続くことから、児童生徒が良好な環境の中で学校生活を送るためエアコンなどの空調設備を各学校に整備することは暑さ対策において大変有効な手段であると認識しております。そのため、新年度においては各学校の保健室にエアコンの設置を検討しておりますが、学校施設は規模が大きいこともあり、全ての教室や屋内運動場などにエアコンを設置することとなると多額の経費となるため、早急なエアコンの設置については難しいものと考えております。今後においては、他の公共施設のエアコン設置状況も考慮し、国などからの特定財源に注視しながら少しでも早く設置が可能となるよう学校施設におけるエアコン設置への優先場所の選定や大型冷風機の導入など、他の有効な方法について模索していく必要があるものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、お悔やみコーナーの設置ということで、名寄は、宮本部長言われたように、職員が丁寧に各担当部署まで行って、説明をされているという部分は分かります。分かるのですけれども、最後に言われた、やる場所がないと言われたのですけれども、場所はつくれると思うのです。場所的にはつくれると思うのです。どうつくる可能性を探っていくかという部分が必要かなという部分が私は必要なのかなと。高齢の方でも60歳だとか6

5歳、今の方元気ですから、いいのですけれども、本当に75歳超えられたらなかなかこの名寄市の庁舎、1階も含め階段があり、2階も含め階段があり、こういう状況で高齢者を職員が連れて案内しても大変やっぱり苦労されるかなという思いは私はあると思いますけれども、その方も80を超えていますので、このお話を聞いたときに、前も何回かこのお悔やみのものはやらさせていただきましたけれども、今現状、名寄、各全国も含め全道でも何十か所かこのお悔やみコーナーを設置されているという部分ですから、この名寄庁舎はそういう部分で造っておられないかの可能性もあるのですけれども、やはり無理だでなくて、どこを使えば可能性があるかなという部分を考えていただきたいなという。私は一番いいのは選挙で使った選挙管理委員会のあそこが一番ベターかなという。あそこでしたら住民票だとか何かの機械の設置も近くですし、ある程度の状況がつくれるのかな。選挙管理委員会なんてどこでも私はいいと思うのです、はっきり言って。渡辺部長に悪いですが、どこでもできると思う、選挙管理委員会は。市民が必要とする部分というのはやはりそこにつくり上げていってあげないといけないのかなという思いがあるのですけれども、もう一度御見解をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 親族を亡くした方で、心身ともにお疲れのときに手続にお越しになることが多いですし、議員おっしゃいますように、御高齢の方がやはり多くなってきておりますので、そういった方たちに寄り添った、その立場に立った対応が必要であると考えております。場所につきましては、確かに何とか場所を見つけていくものだというところはございます。現状で先ほどの市民年金の隣のスペースにつきましては選挙での期日前投票の会場のほかにも各種給付金での手続ですとか様々なイベントで使用しておりますので、なかなかそこに常設して置くというのは難

しい部分はございますけれども、今後もそういった場所をつくれなにかですとか研究はしてまいりたいと思っております。また、御高齢の方で2階に上がったり、3階に行ったりするのが大変な方につきましては、職員が下まで下りてきまして、手続など現状行っておりますので、引き続き丁寧な対応を心がけてまいりたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひします。本当に場所厳しいという部分は分かりませんが、対応的にやっぱり、毎日お悔やみコーナー使われる状況があるかといったらなと思うのです。やはり若い方だったら市民課行って、国保行って、そして向こうの税務課行ってだとかというふうにはできると思いますから、本当に高齢者の部分や何かは、あそこに長テーブル2つつけて、椅子つけて、ばつとそのときだけ対応すれば私は可能かなという部分は考えておりますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。逆にこの4階会議室、開いてますから、お使いになってもいいかなという思いはありますけれども、市民がそういう負担がない部分をつくり上げていくというのが行政マンの仕事でないかなというふうに私は思っておりますので、ぜひこの場所というのを検討していただいて、そして早急にやっぱり高齢者の方々が、このパンフレットあって、チェックシートがあって、市役所に電話して、これとこれを持ってきてくださいと言われたらそれを持っていけば一回で済むよと。一々、一々一回家に帰ってというふうでなくて、本当にその中で一回で終わってしまうという状況をつくり上げていっていただくことをお願いいたします。

では次に、高齢者のデジタル格差の解消についてということで、先ほど渡辺部長がこの教室の開催を進めていくということで安心しました。本当に議員の方でもよく高齢者の方がスマートフォン使えないだとかいって質問される方もいますし、ということで本当各市町村では60歳以上の方が

しっかりとデジタルディバイドにならないように進められているのかなという部分があります。本当今この自治体のDX推進計画が始まりまして、いろんな部分で行政の方やられているというふうに思っています。このDX計画を見ましたら、一番私は重要な、マイナンバーカード、そしてDXも一緒に関連してお聞きをしたいなというふうに、昨日のちょっとマイナンバーカードのことで同僚議員が質問して、宮本部長にお聞きするのが少し足りなかったかなと。何か寂しいような顔していたので、それを含めて今日は何点か御質問させていただきます。

このDX推進計画なのですけれども、本当計画を踏まえてデジタル化による利便性の向上、国民が早期にいろんな部分を受け取れるように令和4年度を目指して、令和4年度ということは令和5年の3月31日、あと1年3か月しかないのです。その中で国と自治体が協力して原則全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続についてマイナポータルと、そしてマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。各種行政手続についても地方公共団体におけるオンラインの利用促進指針を踏まえてということと言われ、積極的に進めていくというふうに書いてあります。もうマイナンバーカードはあと2年なのです、この目標が。ということは、本当に早急に進めなければいけない作業でもございますし、マイナンバーカード39%ですか、国よりも若干増えている。でも、行政としてこのデジタル化を何とか行政で早めにつくり上げて、そして市民のサービス向上のためにやっぴいこうというところは何か所か見ると60%になっているのです、マイナンバーカードが。そこまで進んでいるところもございます。それを今やれということではなく、これに向かってやっぴい進んでいただきたいという部分で質問させていただいているのですけれども、そして一番最初のスタートのラインで言われているのがこのDX推進計画に向けて、実現に向けてまず首長

と幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが重要だと。やる気という部分ですか、これを何とか完遂しようという思いだという部分だと思うのですけれども、一般職員もこのDXの基礎的な共通理解を今からつけていかなければいけないというふうにこの推進計画表には記載をされています。この部分で渡辺部長の思いをお願いをしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 高橋議員のほうから今後のデジタルの関係、進め方も含めまして名寄市の思いといいますか、ということだったと思います。御案内のとおり、デジタル化につきましてには加藤市長のほうからも重点取組事項だということで、事あるごとに私どもも指示されているところでございます。また、外部人材につきましても、外部人材の活用という形でいろいろ国からの指示も出ているところでございます。なかなか見つからないところもあるのですが、私どもとしてはこの間のいろいろなつながりの中でソフトバンクの菅野補佐官を任用させていただきまして、様々な部分でいろんな助言等いただいているところでございます。また、市長の指示も含めまして、デジタルネイティブといいますか、若手職員のワーキンググループも今回設置させていただきまして、様々な部分でデジタルの活用策等について議論しているというところでありまして、理事者、さらに幹部職員、そして若手職員も含めまして今後まさに必要になってくるのはデジタルの活用等につきまして市役所一体となって進めていこうという形で体制も構築しておりますし、様々な人材確保もしているというところで、今後も取組を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) ぜひこのデジタルディバイドはこれからやっぴい市民のためでもありますし、そして行政のためだというのが一番この

考え方をくり上げていただかなければいけないかなというふうに思っています。本当このことをやることによって情報システムの全国的な標準化されてくると。そして、その部分をやれる職員が適正に配置されていけば、財政的な負担も軽減されるというふうに言われておりますし、人的調整も、この人、そしたら向こうのほうの忙しいところに持っていきますよという調整がされるというふうに言われている。それが構築されてからですから、どこまでの標準化があって、そして共通化で使いこなしていけるかという部分もちょっと見たことがないものですから、どうとも言えません。国ではそういうふうに言われているというふうに言われておりますし、ぜひこのDX推進の部分、しっかりと早めにつくり上げていただいて、各種作業の効率化を図っていただくことをお願いしたいなというふうに思います。

それと、先ほどマイナンバーカードの普及の部分、またマイナンバーカードのコンビニエンスストアでの使用等々の部分、分かります。このDXできたらきっとコンビニ等々のそういう行政手続や何か、今3,000万円の保守点検500万円と言っていますけれども、きっと安くなってくるのではないかなという思いが全国的な部分で進めばあるのかなという部分も感じられますので、本当にこのDX進める中でやっていただくことをお願いしたいのと、マイナンバーの普及をどう、今現状先ほどお聞きしました。39、これは前回の5,000円のマイナポイントの影響で皆さんがきっと取得、頑張っていたかなというふうに思っているのですけれども、今回は本当に健康保険証、そして金融機関、新規の方が2万円という部分だとかいろんな方策があると思うのです。行政としてある程度のこれからのデジタル化を含めて周知だとか、こういうことでという部分をやっていかない限りやはり市民の方がなかなか分かっていないのかな。やる方法もこうすればいいのですよという部分をやはり説明しないと普及はし

ていかないのかなというふうに思うのですけれども、そのお考えをちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） マイナンバーカードの普及促進という部分につきましては、現状では国が作成しましたポスターですとかリーフレットなどを活用して、主に窓口ですとか壁に貼ったりとかという形で周知や啓発を行っております。国でも最近ではテレビや新聞などでも大々的にPRなども進めておりますので、名寄市といたしましてもこれまでの普及促進というのに加えまして、広報紙ですとかホームページなどを使いまして、PRのほうは努めてまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、デジタルの部分は本当にこれからいろんな部分が国から通達が来て、それによって進められてくると思いますけれども、その前に先ほど言ったソフトバンクの方が入られたということで、ぜひその方を含めてどういう方向性で進めていけばデジタル化が進んでいくのかなとかいうのを研究していただいて、国からの通達が来たらすぐ対応できる体制を整えていただきたいなというふうに思っています。

それでは、2点目のデジタル格差の解消の部分で、取り入れていただいて本当によかったなという部分があるのですけれども、これからですけれども、取り入れていただけるということで、ぜひ先ほど町内会だとか、また名寄でやっている講習の部分だとかを使ってという部分ですけれども、ほかの地域はこのことをやることによって行政からこういうことでやっていただければマイナポイント3,000円だとか購入費用、このように負担させていただきますだとか、それによって講習を6回受けて、そして市のアプリだとか何かに入ってください。そのことによって、やはり今高齢

者の方々、国の総務省のほうで言われているのはスマホを持っているのだけれども、60歳以上の5割、約2,000万人の方がスマホは電話しか使っていないよという部分の方、またスマホの操作が分からない方が2,000万人、約半分おられるというふうに言われています。その部分を解消するためある程度スマホを使えるのだったら市のやはりそういう公式アカウントに入っていて、災害時の連絡、それだとかいろんな情報をその方に送って、今の名寄はこういうことをやっているのだねと。こういう災害が今起きたのだ、そしたら避難所に行かなければならない、そういう対応というのがすごくできると思うのです、このデジタル社会の中で。それで、ぜひ、スマートフォン、勉強会だけでしたらきっとなかなか市民の方参加できないのかなという部分がございますので、ほかの地域のようにポイントを還元するだとか、スマホ購入費を助成するだとかという、そういうお考えが今の渡辺部長にはないと思うのですけれども、そういう部分をつくり上げられないのかなという部分は私思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) また議員から御提言いただいたというところがございます。これまでも既にスマホを活用されている高齢の方もいらっしゃると思いますので、なかなか公平性とかの観点からいうとちょっと難しいのかなという気はするところではございます。基本的に来ていただくために、先ほども答弁させていただいたところなのですけれども、先ほど議員もおっしゃっていました災害の関係ですとかマイナンバーの申請の方法だとか、より皆さん方に来ていただけるような、興味を持っていただけるようなメニューなんかも考えながらそういうことが実施できればと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) ぜひお願いいたしま

す。公平性を考えてという部分がありますけれども、やはり市としてこれからのデジタル化を含めて推進していく上では、ほとんどの方はスマホを持っているのです。でも、それを活用できないという部分が、やっぱりそれを活用していただいて、市の公式サイトに入っていて、こういうことができるのですよ、ああいうこともでき、新聞や何か見たらアプリを使えるようになったとか、いろんな部分の操作ができるようになったら楽しいという感想がやっぱりお年寄りにはあるみたいなのです。そういう部分で、人とのつながりですので、ラインとのつながりでもやはりいいと思いますけれども、本当にそういう方策をつくっていただきたいなというふうに感じています。

では次に、保険証の部分をちょっと進めさせていただきたいなというように思います。本当に一部病院や薬局、今年の10月20日から本格運用スタートしました。そして、一応利用登録、顔認証をやってという部分も必要なのですけれども、専用の読み取り機が必要なのです。今年の9月、全国で約12万8,893施設がこの読み取り機を申請しております。そして、全国の全体の56.2%、半分ぐらい申請終わっているのですけれども、ついているのが1万何ぼぐらいと言われて、2万ぐらいって言われております。そして、2022年まで全施設に実施を目指すという部分、あと1年です。名寄としては2022年までを目指すというこの国の方針の部分で対応は可能なのかどうかちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) では、取りあえず名寄市内の現状は、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、まだ対応が進んでいないという部分がございます。導入につきましては、各病院の経営状況ですとか考え方、また市内のマイナンバーカードの普及状況などにもよると思いますので、市のほうとして2022年に全部設定するという

部分についてはちょっとお答えできないと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひ、これからマイナンバーカードに健康保険証を併用して使われる方、きっと増えてくると思うのです。今回のマイナポイントの状況できっと増えてくると思うのです。だから、ある程度普及をさせていかなければいけないのかなという部分を考えておりますので、行政としてやはりその部分スムーズに対応していただけるような形をお願いをいたします。病院関係ももし分かればお願いをしたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） この認証システムにつきましては、当院のほうも申請はしてございます。実はこれには進まない大きな理由がございまして、各病院の医事システム等と接続するためには、それぞれのシステムの会社が作業を行わなければならないということでございます。そのためには、国が補助を予定している金額をはるかに上回る接続費用が見積りとして提出されているという状況でございまして、実は機械はいただけるということでございますけれども、その接続費用にどこも手が出せないというような状況がございまして、これは厚労省の幹部職員のほうにもお願いを申し上げておりまして、これを国がやれということであれば、やっぱりそうした費用については業界と御相談をいただいて、節減していただくというようなことがなければ、これは急速には進まないというふうに病院の現場としては考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。ぜひ早めにやれるように国にお願いするしかないのかなという部分がございます。

あと最後に、小中学校の体育館のエアコンの設

置についてであります。現状、去年も何件かの方に言われて、まず扇風機を設置させていただいて、ある程度、コロナの影響もあって、扇風機つけたという状況があるのですけれども、やっぱり物がちっちゃいだとか何かがございますので、本当に冷暖房、費用が多大にかかるという部分がございます。でも、学校施設環境改善交付金も使用できる状況ですので、全部一遍というわけにはいけませんから、本当に徐々に増やすしかないのかなという部分があります。本当東中学校は父兄会のほうで暑いからといって教室に扇風機を設置するような部分がありました。でも、父兄の方にそれをやらすのではなく、教育委員会として、行政としてやっぱり若干日にちはかかってもいいですから、進めていく必要があるのではないかなと。このやはり異常気象の状況見ると、本当に昔だったら1週間暑くて、エアコンつけようかなと思ったら寒くなって、皆さんずっとなっていたのです。去年は本当に皆さん1週間で利かなくて、7月頭から8月の後半までエアコンをつけなかったら死んでしまうということで、本当に電気会社に行っても扇風機もないような状況がずっと続いていたという状況であります。本当子供たち、窓開けても南向きの教室は太陽さんが直接入るものですから、風が入っても暑いというような状況が続いていたみたいで、ぜひその改善策を見いだしていただいて、少しでも早めにこの状況を変えて、やっぱり小学校、中学校の生徒の教育環境を改善していただくことをお願いしたいなというふうに思います。先ほどパソコン教室、そして保健室、エアコンを設置するというふうに言われました。本当この保健室等々も含めて費用的な部分でもし全校つけるといったらどれぐらいの費用と木村部長は考えているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） ちょっと確認させていただきたいのですけれども、既にパソコン教室には今エアコンは全ての学校で設置はさせていた

だいています。それと、保健室についてはこれからの予算協議になりますが、教育委員会としては次年度以降に何とか保健室にはエアコンを設置していきたいなど今考えているところでございます。それで、議員から御質問があった全ての教室にエアコン設置するとなるとどれぐらいの事業費がかかるのだというような御質問だったかなと思いますが、今市内の小中学校11校ございまして、普通教室が大体100教室あると思います。それから、特別教室が約150教室あります。合計いたしますと250教室なのですけれども、ここに仮に例えば単価が70万円として掛けた場合、単純計算ですけれども、1億7,500万円、単純に250掛ける70万円掛けるとそういうことになります。ただ、これはあくまでもエアコン代です。それにプラスして、当然普通教室、さらには特別教室にもエアコンつけるとなると今の電気容量というのでしょうか、それ賄い切れません。電気工事費が、ちょっとここは計算できないのですが、相当多額なものになるということだけはお話を伺っています。そういったことを考えていくと、議員のほうからも国からの3分の1の交付金があるよということでお話受けているのですけれども、どうしてもその中、もし活用させていただいても残りの一般財源というところがかなり事業費膨らむものですから、やはりここについては慎重にほかの公共施設の状況ですとか、先ほどお話しいただいたように、少し議論を深めていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) 分かりました。高額な金額ですので、すぐにというわけにはいきませんが、これからのやっぱり未来ある小中学生の子供たちが学校教育で本当に良好な生活を、また有効な教育を進められる体制を行政として責任持ってぜひ進めていただくことをお願い申し上げます、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

ございます。

○議長(東 千春議員) 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

地域循環型経済の構築とまちづくりについて外1件を、塩田昌彦議員。

○14番(塩田昌彦議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問してまいります。

本市の中小企業及び小規模企業者は、本市経済の基盤として市民の暮らしにはなくてはならない存在です。中小企業等が持続的発展をすることにより働く人の収入増加や消費の活性、雇用が創出され、地域経済の活性によりまちづくりにつながり、市民生活の向上に寄与する好循環が生まれます。本市の課題である人口減少は、歯止めがかからない状況が続いており、人口減少対策は急務であり、これまで本市の経済を支えてきた中小企業を守り育てることは仕組みとして最も重要だというふうに考えております。したがって、中小企業が持つ活力を最大限に発揮できる社会環境と地域循環型経済を構築することは、中小企業が本市経済の持続的発展を支え、もって市民が豊かに暮らせるまちづくりに寄与するものと考えているところであります。

そこで、大項目の1、地域循環型経済の構築とまちづくりについてお尋ねします。小項目の1、名寄市新築戸建て住宅の地元企業受注誘導対策について。市内での新築戸建て住宅は、毎年50件から60件台で推移をしてきたと認識をしておりますけれども、地元企業の受注率はその50%台から現在は大きく下回っていると感じているところであります。何とか地元企業に受注誘導を図り、貴重な財貨を地域内で循環させる仕組みづくりが必要と考えますが、直近3年間の建設件数と地元企業の受注件数について、また地元中小企業等の育成及び確保についての考え方をお知らせください。

次に、小項目の2、燃料単価高騰に伴う公共事

業への影響についてお尋ねをいたします。原油市場の動向から燃料の高騰が続いており、冬を迎えて、除雪事業への影響は大きいものと考えていますが、行政としての受け止め及び影響回避に向けた対策についてお聞きをいたします。また、公共事業における単品スライドの適用についても考え方をお聞かせください。

次に、小項目の3、官公需に係る地元企業のさらなる受注機会の確保についてお尋ねをいたします。1つとして維持補修など継続して仕事が受けられる制度の構築、地域維持型の包括的入札制度等の導入について、2つとして低入札価格調査制度の見直しについて、品確法の遵守及び下請企業対応を考慮する観点からお尋ねをいたします。3つ目として、地域貢献など地元企業の優遇措置制度、この創出に関わって総合評価落札方式についてお尋ねをいたします。4つとして、物品調達等に係る地元優先発注について。地元業者はメーカーの指定代理店として安定的な納品が可能であり、さらなる受注機会の確保につながれば地域内の好循環が図られ、中小企業及び小規模事業者の育成確保につながると思いますけれども、お考えをお聞かせください。

次に、大項目の2、マイナンバーカードの運用と普及についてお尋ねします。政府は経済対策の一つとして今年度補正予算にマイナンバーカード取得者への最大で2万円分のポイント付与事業を盛り込みました。カードの普及を進める誘い水的な対策と見えますけれども、ポイントは付与されます。したがって、マイナンバーカードの交付を希望される方が増えると想定をしますが、小項目の1、マイナンバーカードの普及についてお伺いいたします。マイナンバーカードの申請交付に係る手続に関して個人番号通知カードの紛失、問合せ、設定時に必要な暗証番号の事前準備や受け取り時の本人確認などが必要であります。また、高齢者の手続時には、家族の付添いなど複数の来庁者が予定されます。1階の窓口は手狭であるため、

コロナ禍における3密の回避など窓口の混乱を避ける対策が必要だと考えておりますけれども、対応についてお聞かせください。

次に、小項目の2、マイナンバーカードを用いた行政手続の運用についてお聞きをいたします。カード取得後の利用に関する運用と利活用については、一例としてでありますけれども、10月からカードの健康保険証としての運用が始まっています。カードの運用に係る本市の現状と課題について及び国が示す運用の内容についてお知らせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 塩田議員から大項目2点にわたり御質問をいただきました。

大項目1、小項目1は私から、大項目1、小項目2は建設水道部長から、大項目1、小項目の3及び大項目2、小項目の2は総務部長から、大項目2、小項目1は市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、地域循環型経済の構築とまちづくりについて、小項目の1、名寄市新築戸建て住宅の地元企業受注誘導対策について申し上げます。過去3年間の市内に建設された専用住宅の実績については、平成30年度は58戸のうち市内企業は16戸で、市内企業の割合は27%となっており、以下令和元年度は57戸のうち市内12戸で21%、令和2年度は33戸のうち市内5戸で15%となっており、新築戸数、施工する市内企業の割合とも減少傾向にあったところでございます。今年度につきましては、11月末現在で41戸のうち市内12戸で29%となっておりますが、新築戸数とともに施工する市内企業の割合は前年戸数を上回る状況にあります。地元中小企業の育成及び確保につきまして、市営住宅の工事発注では工事入札条件を市内業者に限定して実施し、地域経済の活性化に資するよう配慮しており

ます。また、施工に関しても下請工事や資材などできる限り地元企業を活用するよう促しているところです。住宅リフォーム補助であるずっと住まいる応援事業では、住宅関連産業を中心とした人材育成を目的としており、新築に比べ工事期間が短い改修工事で、冬期間も含めた多くの工事、さらにはより多くの事業者が行うことで技術者の育成や安定した雇用の観点から高い効果が得られると考えているところでございます。中小企業振興条例に基づく支援メニューでは、事業所が負担している従業員の資格取得に関する研修、教育機関での費用や若年技術者を育成し、技能を継承するための活動に要する費用に対しての補助制度を設けており、従業員の技能向上、定着に取り組んでおります。今後はさらなる人材育成確保に向け今定例会初日に議決をいただきました名寄市中小企業振興条例の改正に併せ、中小企業振興条例施行規則の改正を予定しております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 東建設水道部長。

○建設水道部長(東 聡男君) 私からは小項目の2、燃料単価の高騰に伴う公共事業への影響について申し上げます。

世界的な原油価格の高騰によりガソリンや灯油、重油などの価格は2020年以降右肩上がりの状態が続き、国内においても昨年4月のレギュラーガソリン1リッター当たりの全国平均価格は1300円前後でしたが、本年11月には1600円台後半となり、7年ぶりの高値水準で推移をしています。新型コロナウイルスワクチン接種が進んだことから、世界的に経済活動が再開され、原油需要が高まる一方で、原油産出国による増産が見送られたことが原因とされています。本市においてもガソリンや軽油などの高騰が続くと市民生活はもとより、産業活動への影響も懸念されているところです。除排雪事業への影響につきましては、業務内容が除雪機械による作業が大部分を占めることから、燃料高騰による請負金額への影響は大き

いものと認識しております。しかしながら、除排雪に係る設計燃料単価については、業務発注の積算時には、除雪機械を使用する工種ごとに積算を行います。国や北海道と同様の単価を使用することとしています。今年度も設計燃料単価については毎月上昇した単価改定が行われておりますが、発注時期に合わせて最新の燃料単価での積算を行っていることから、業務着手時の燃料単価差による影響は少ないと考えております。また、業務発注契約後の工期内において当初の燃料単価から10%以上の変動がある場合、本市担当者との協議の下、請負金額に関する設計変更ができる規定としており、燃料単価の変動があれば適正な対応をするものとしております。なお、道路工事や建築工事等の公共事業における燃料高騰に対する対策としては、国や北海道に準じた単品スライドの運用制度がございます。これも特別な要因により燃料単価が著しく上昇した場合、工期の終了する2か月以上前に限り適用することが可能となります。しかしながら、道路工事や建築工事においても当初設計時には最新単価を使用していることと全体工事費に対する燃料費の割合はもともと少額であること、工事数も数か月から単年と短い工期が多いこと等により現状では単品スライドの運用実績はありませんが、今後においても適用条件が合致し、請負業者からの協議があった場合については適正な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

私からは以上です。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 私からは大項目1の小項目3及び大項目2の小項目2についてお答えします。

初めに、大項目1の小項目3、官公需に係る地元企業のさらなる受注機会の確保について申し上げます。まず、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどといったインフラの維持管理を包括的な枠組みで発注する地域維持型契約方式について

は、競争性の確保や受注者の負担増などの課題があり、現状でこの方式を活用している市区町村は1割程度にとどまっております。しかしながら、インフラの維持管理が持続的、安定的に行われることや担い手の確保などが期待できる面もあることから、まずはこの方式を導入している自治体における活用状況について情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、低入札価格調査制度の見直しについて申し上げます。適正な施工の確保を図るとともに、著しい低価格による入札を防止する策として、低入札価格調査制度と最低制限価格制度がありますが、本市では平成10年の国からの通知に基づき低入札価格調査制度を導入しております。低入札価格調査制度は、調査基準価格を設定し、最低入札価格がそれを下回る場合には、低入札価格調査委員会を開催し、契約に適合した履行がされるか調査を行い、調査の結果契約内容に適合した履行が認められるときは落札者とする制度になっており、適正な施工が確保されているものと考えております。本市で導入していない最低制限価格制度では、少しでも最低制限価格を下回った業者は自動的に失格となることから、実際には契約履行が可能である場合でも排除される制度となっております。低入札価格調査制度については、当該制度が契約の適正履行が確保されるとともに、競争性を担保しながら技術力や積算努力など入札参加者の様々な企業努力が促進される制度であるものと認識していることから、現状において見直しは考えておりません。

次に、総合評価落札方式についてですが、本市では入札価格と技術提案を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の施行に関しての定めを設けております。対象とする工事は価格のほかに施工計画や同種工事の経験、工事成績、地域特性、地域貢献などを総合的に評価することが妥当と認められるものから選定することとしておりますが、小規模な工事には適さないことや技術提案

の提出や評価などに時間を要することなどから、現状で採用には至っておりません。なお、地元企業の地域貢献については、市内業者の土木部門と建築部門の格付における社会的要素の一つとして、実施回数に応じた点数を付与する取組を導入しております。

次に、物品調達等に係る地元優先発注についてですが、本市で発注する物品調達の指名選考は官公需についての中小企業の受注確保に関する法律に基づき策定した名寄市指名競争入札参加者指名基準に準拠して行っております。また、名寄市公契約に関する基本指針においても地元企業の受注機会の拡大を掲げており、契約の適正な履行が確保できる範囲において中小企業の発展及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市内業者への優先発注に努めております。今後におきましても、引き続き市内調達が難しい一部の特殊な物品を除き、物品の調達には市内業者への優先的な発注に努めてまいります。

続きまして、大項目2、マイナンバーカードの運用と普及について、小項目2、マイナンバーカードを用いた行政手続の運用について申し上げます。マイナンバーカードは、この10月に健康保険証としての利用が始まるなど今後もますます利便性が向上するものと認識しております。現在のマイナンバーカードは、本人確認のほか確定申告、さらには昨年の特別定額給付金給付事業などで活用されております。加えて、国ではほぼ国民がマイナンバーカードを取得することを前提に児童手当の受給申請や認定請求、保育施設等の利用申込みなど31の事業について令和4年度末を目途に行政手続のオンライン化を進めることとしております。マイナンバーカードは、デジタル社会を構築するための基盤となるものであり、将来的には、窓口を訪れることなく、必要な手続をオンラインにより可能にするなど今後のデジタル社会を見据えた上で必要不可欠な要素を持ち合わせていることから、本市としても国の動きに合わせ、デ

デジタル化による市民の利便性向上を実感できるよう取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 私からは、大項目2の小項目1、マイナンバーカードの普及についてお答えいたします。

マイナンバーカードの普及状況につきましては、昨年1月から12月までのカードの取得枚数は3,230枚でしたが、本年1月から11月までの取得枚数は3,427枚となり、現時点で昨年より約200枚ほど増加した状況となっております。この間カード未取得者への申請書の再送付や国の経済対策であるマイナポイント事業が行われ、一定程度交付率の向上につながったものと認識しております。また、新規取得のほか、カードの普及に伴いまして電子証明書の更新や住所異動などでマイナンバーカードの手続に関する来庁者が増えている状況となっております。そのような中、昨年はコロナ禍であったことから、窓口における適切な感染症防止策としまして執務室内の換気やアルコール消毒、窓口における飛沫防止のガードシートの設置などこれまででき得る限りの対策を講じてまいりました。今後新たな経済対策もありますことから、ポイント付与を目的としたカードの取得者などで現在よりも窓口が混雑することが想定されますが、今まで講じてまいりました感染症防止対策のさらなる徹底を図るとともに、広報紙やホームページなどにおきまして混雑が見込まれる時間帯や休日明けへの来庁を避けていただくような周知を行うなど引き続き混雑緩和に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) それぞれ御答弁ありがとうございました。確認含めて再質問をさせていただきます。

まず、新築戸建て住宅の地元業者への発注誘導

に関して質問をさせていただきます。中小企業の育成、確保の観点から現在進められているこの研修、教育、これは技術者の育成、確保というふうなことになりますが、補助金制度等々で運用していることについては理解をしているところであります。しかしながら、決算を見ると、成果報告書ではその利用実態、これが非常に少ないという状況かなというふうにして私は思っています。したがって、せつかくのこういう事業でありますから、しっかりとした使い勝手のいいものというふうなことで考えていくなれば、関係諸団体等々のこの事業に関する、このことばかりではないですけれども、意見交換をすとかいうふうなことから、新たな取組というのも考えられるのかなというふうにして思っておりまして、それらについての考え方をお知らせいただきたいというふうに思います。これ1点目であります。

2点目についての先ほど答弁をいただきましたリフォーム事業について、この戸建て住宅の関係の補助制度に関しては相当前から白田部長とはいろいろ意見を交わしてきているところであります。なかなか私の思うような形になっていないというのが現状ではありますけれども、その中でやはりリフォーム事業ということですと住まいる応援事業、これについて拡大をしながら取り進めているというふうなことで、実際に今現在3,000万円の補助事業ということで運用しているわけですから、1億5,000万円からそれ以上実際にこれは事業費として市内に落ちるものというふうなことで考えられるわけでありまして、この制度自体は市民はもとより、実際に工事の発注に関しては地元業者に限定をしているわけですから、地元業者も含めてこれは評価をしているところであります。したがって、この部分についてはこれからも継続してお願いをしたいというふうな部分は意見も多いということで、これは本当に評価につながる事業だというふうに認識してはおりますけ

れども、先ほど答弁をいただいたこの直近の名寄市における戸建て住宅の地元事業者へのこの受注率というふうなことでいうと、非常に落ちているのかなというふうに感じました。1つは今年度については、理由はちょっと分かりませんが、これはマイナス要素とかプラス要素に変わっているというのは先ほどの御答弁から理解をさせていただきます。ただ、平成の26年頃だったですか、大体50戸くらいの住宅が名寄で新築をされて、名寄市の受注というのは大体49%、50%ちょっと切るくらいでありました。ですから、そのことの、その時点で私も実際にしっかりと地元の企業を守り育てていかなければやはりならないだろうというふうなことも含めて、質問をさせていただいていました。この当時は補助金制度というふうな形で話をさせていただきましたが、名寄市を除く道北の市町村でこの補助制度、持っているところが名寄市以外全部です。そういう状況があって、何とかならないのかというふうなことでお話をさせていただいたときにやはりインセンティブにつながらないのではないのか。確かにそうなのです。大手企業については、例えば市が幾らかの助成をしますと、補助金という形で。ところが、大手、その他の部分でいうと価格を下げて、そして同等にすれば全然インセンティブにつながらないというところもありますし、やはり名寄市内の市民の需要というふうな部分でいうと、自分の財産の構築でありますから、自分の考え方でいくというふうなこともあって、いろいろ分捕り合戦といいたいでしょうか、進んでいるというふうなことであります。しかしながら、こういうふうな形で今回中小企業振興条例が見直されました。域内で財貨を、貴重な財貨でありますから、循環させていくのだという思いでこの条例の改正になっているわけがありますので、そんなことで私も危惧してきた部分としては、今現在12戸とか13戸とかいうふうな部分で受注件数が減っており、当時50%くらいだったものが20%前後に落ち着いてきてい

るといところで考えてみると、1件当たりの戸建て住宅の住宅建設費が2,500万円だと仮定したら3億円くらい域外に流出しているという実態になるわけでありますから、これらについてやはり何とかしなければならぬというふうに思っております。したがって、このインセンティブの考え方っていろんな考え方あると思うのですが、このことも含めてこの戸建て住宅に関する助成制度というふうな部分で、誘導策ですから、これはどのように考えていらっしゃるのかお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 塩田議員から様々な角度からの再質問をいただいたと認識しております。まず、技術者育成に関する助成制度に関して、これ2年前かな、内容を少し修正をして、改正をして、使いやすくさせていただいたところで、その後、確かに議員おっしゃりますとおり、若干少ないかもしれませんが、支援制度の周知には努めてきたところで、関係団体などにもガイドブックなども作って周知を図ってきたところがございます。また、リフォーム事業につきましてですけれども、今ずっと住まいる応援事業というものが新しく制度を開始してから来年度が4年目を迎えて、4年目につきましては市民や建設業界のニーズですとか社会状況の変化などを考慮して、その内容の検証を行うこととしております。その中で地元企業への受注誘導策も含めて検討したいと考えているところがございます。一方で、このほかに業界団体ですとか市内企業が新築を含めて受注増加に関して自主的に取り組むような場合に関して、人材育成及び確保の観点からも行政として前向きに支援を検討してまいりたいと考えているところです。そういったところで、今議員おっしゃいましたような新築についても業界ですとかの自主的な動きに期待をしているところがございます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 人材の育成、確保についてはやはり関係諸団体と、先ほどもこの取組は行っているということではありますが、しっかりとした使い勝手のいいものにつくり替えていかないと実にならないわけですから、そこら辺のところしっかり関係諸団体と、恐らく要望とかというのは出てきていると思うのですけれども、そこら辺やはり行政の考え方もありますから、そのところはしっかりと受け止めながら、どういう取組がいいのかどうなのかということも含めて考えていただきたいというふうに思います。

それとあと、インセンティブの関係については、これ当然地元の企業さんはやはり自分の企業を守らなければならないから、いろいろ頑張っていると思います。なかなかそれでも思うようにいかないというふうな部分というのは、これは今までも多々あったのだらうなというふうに思います。大手の住宅メーカーのほうに流れているというふうな部分については、状況からすると旭川、札幌でモデル住宅とかあって、そこに見学に行って、そして決めてくるとかいろんな部分でいうと、どうしてもそういうふうの流れがちなところは確かにあると思います。しかしながら、名寄市独自の、ということがインセンティブにつながるのかわかりませんが、その部分として一つ提案としては、実際新築住宅に関しては国のローン減税ですか、この減税の対策は既にあるって、今回もこの対策の中で見直しがあって、1%から0.7%に下がるだとか実際に上限額が下がるだとかいうふうな部分でいろんな今の現状を踏まえて、ということでは低金利時代ですから、そういうふうなことを踏まえてこういうふうになってきているのだらうなというふうに思いますけれども、だがゆえになおさらここで名寄市独自の誘導策という部分でいうと、私は一回に出す補助金ですとなかなかインセンティブにつながらないけれども、利子補給という形で対応するならば、これは実際に返済が始まって、ある程度期間を見て、そして利子補

給をすると、利子補給受けられるのだというふうなことが一つインセンティブにつながって、であれば名寄市の業者を使おうというふうな部分で考えて、考え直してくれるというか、実際にそういう市民の方もいらっしゃるのかなというふうに思っています、そういうふうなことのインセンティブの持ち方、一例でありますけれども、ほかにいい方法があればやはりそれはなるべく早くに対応して、そして今中小企業守らなかつたらこれきついわけですから、そういうふうな対策を講ずると、誘導策を講ずるというふうなことで再度お考えをお聞かせ願いたいと思います。これ部長のほうは、部長ずっとやっていたから、いいですか。白田部長に。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) すみません。先ほどの答弁でちょっと申し上げ忘れたことが1点ありまして、ずっと住まいる応援事業のところでは2割補助というふうにおっしゃったのですが、これについては100万円未満の改修工事が10万円、それ以上が20万円ということで、大体これまでのケースでいきますと、3,000万円であればその予算に対してほぼ10倍の経済効果が直接的にあったというところがございます。また、支援策につきましては、最初の答弁にも答弁させていただきましたけれども、条例に合わせた施行規則の見直しの中でより使い勝手のよい制度にしていきたいと考えているところでございます。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) 新築住宅についてということではいただきましたけれども、今回の大項目である地域循環型経済の構築というところで御質問いただきました。これ塩田議員は所管の委員でございますので、まさに今回の中小企業振興条例、全部改正、制定というふうになっておりますけれども、そのまさに狙いの一つが地域の中でしっかりとお金を回すのだと。あわよくば域外から

もお金を持ってきて、それを地域内で回し、そして業界の皆さんにしっかりと事業を継続していただくと。その先には市民の皆さんへのサービスの提供含めてしっかりと事業、工事等を行っていただくという、そこも含めての条例改正であったということでもあります。なぜ今リフォームを先にしているかということでもありますけれども、地域で回すということを考えるときに新築、塩田議員がよく御存じのように、なかなか何がインセンティブになるのかというのは難しいところありますけれども、リフォームに関して言うとやはりここは身近な事業者の皆さんに頼みやすいということでもありますし、臨機応変に速やかに対応いただけるということでもありますので、そういった意味ではより早く地域循環型のお金を回すというところができるだろうという狙いもあって、まずはリフォームの中で進めさせていただいたと。ここ各業界の皆さんの声も聞かせていただきながら、まずはリフォームのところで長い期間これを続けていただくことが我々を支えていただけることだということで今進めているということで、まずここについては御理解をいただきたいというふうに思います。今新築のところの話になりましたけれども、言われるとおり、要は新築住宅におけるインセンティブは何なのかというのが非常にここが難しいところなのだと思います。一定の金額を渡したとしても例えば25年の住宅ローンを支払っていくと、100万円、200万円のお金を月の支払いにすると数千に多分なるのだと思いますので、それが本当にインセンティブになるのかということでもありますし、決して金額だけ、一生の買物ですから、金額だけのところで本当に業者を選ぶのかということもあります。もちろん市内の事業者の皆さんの技術が高いということもそれは当然前もって言わせていただきたいと思いますが、そういった視点から見るときに本当何がインセンティブになるのかということだと思います。新築、リフォームにかかわらず一番の課題、ポイ

ントになるところは地域内でお金を回すということだというふうに思いますので、我々と同じ金額の中で有効にいかにお金を地域の中に落とせるかということだと思いますので、新築に限らずに住宅に関連をしながらいかに地域内にしっかりとお金を落とせる方法があるのか。これリフォームのほうも次年度見直しの検討がありますので、その中で地域循環型経済に資するような事業として改めて検討させていただきたいというふうに思いますので、利子補給のところについては貴重な提言として受け止めさせていただきたいと思いますが、次年度の中でまたしっかりと議論させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 今考え方お聞かせいただきました。確かにリフォーム事業というふうなことになる業者、一つの、例えばクロスを張り替えたいといったらクロス業者となって、例えばです。そういうふうになるので、直接そこに仕事をしていただき、対価を支払うというふうな形、これはもうそのとおりだと思いますから、しっかり地元の中小企業者を守ることについてはこれはもう当然つながってくるということで、これは市民も実際に評価をしているわけですから、実際つながっていることを私も理解しています。しかしながら、この新築戸建て住宅、新築住宅の関係についてずっとずっと言い続けているのは実際に、先ほどもお話ししたとおり、金額は分かりませんが、それこそおおむね2,500万円、12件だとしたら3億円です。この3億円が域外に流出をしているというふうなことが実態としてあるわけですから、これを今までは市内で何とかやっていただいて、市内で循環していたという部分です。1戸の住宅を建てるときにいろんな関連業者が関わって1つの住宅を造るわけです。したがって、1社だけではないです。多くの業者がそれに仕事をいただきながら進めているという

ことだけは実態として御理解をいただきたいというふうに思います。一つの例として、この利子補給、利子補給の仕方も仕方が、やり方があると思うのです。ただだらだらというのではなくて、短期的にぐんとやるというふうな部分もあると思いますから、金かさだけで判断でき得る部分では決してないと思います。そういう仕組み的なことを市民にこうなりますよというふうにしてすることによって誘導が図られて、それが域内で循環されるのだというふうに、これは理想ですけども、つながっていけば私はいいのではないかなというふうなことで提案をさせていただいているということですので、御理解をいただいて、やはり何せ早くそういうふうに域外に持っていかれないで、域内で市内でしっかり回して、そして市内の中小企業にしっかり元気になってもらって、頑張ってもらおうというふうな形にしていく、これは行政の役割だというふうに私は思っていますから、これが全てこのことだけで解決する問題ではないということでは重々理解をしています。しかしながら、その一つの導きというふうな部分につながるのであれば、やはり必要なことでないかなというふうに思っていますので、そんなことでしっかりとした議論をしていただいて、内々でいい結果をお待ちしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、燃料単価高騰に関してであります、この部分については先ほど設計の部分でいうと道単使っているというふうなことでありますから、北海道単価というものですよね。これが今年の場合は10月19日と20日に、19が風連、そして20日が名寄ということで、この除排雪事業の発注が行われたと。したがって、それに伴う積算というのは恐らく9月くらいの段階でされていると思いますから、9月単価を使われているのではないかなというふうに推測するところではありますが、実際に、先ほど答弁でもありましたとおり、今この原油高騰が主要因なのか、それちょっ

と分かりませんが、いずれにしても高騰していることは事実です。除排雪事業で使われる軽油単価というのは、大きな高騰につながるとその分だけやはり厳しさは増していくわけでありますから、そういうふうなことでこの高騰に関する回避といいたいまいしょうか、高騰を下げるわけにはいきませんから、高騰があったときにどういふふうな対策を講ずるのかというふうなことではないかなというふうに思います。この部分については、名寄市の除排雪業務委託特記仕様書というのがある、その仕様書に基づいて設計変更というのは認められていて、そしてこの設計高の、設計高というのか、単価の部分でいうと10%増減があったときに発動されるものというふうに。しかしながら、この発動もただ単に一方的にするのではなくて、当然受注者側、発注者側、両方で協議をして進めていくものだというふうには思っていますけれども、実際にもう既に9月と12月を比較した道単の部分でいうと117円が128円になって、11円上がっているのです。約10%です。こういうふうなことからすると、当然この1月、2月、3月、毎年の例を見ると少しずつ、少しずつ上がっていくわけです。ですから、大きくやはり業者を苦しめるような状況に当然なってきた。これはさっき言った特記仕様書に基づく部分として定められているものでありますから、この形で進めていかれるのかどうなのか。

それとあとは、例えば1月も上がり、2月も上りというふうなことになると、一度1月で設計変更を行った場合、2月の単価が反映されないというふうなことや何かも危惧される部分ではあります。したがって、その辺の部分については、単品スライドの部分で同じものではないでしようけれども、単品スライドはいずれにしても一回設計変更したらそれだけでなく、また新たな部分が出てくれば設計変更できるような形に当然なっていますから、ですからそういうふうなことになるのかなというふうに思いますけれども、そんな形で

しっかり対応してくれるというふうなことであれば、やはり市民の生活道路をしっかり守ってもらえるというふうなことに繋がると。ひいては、先ほども話しましたが、地元の事業者を守り育てるというふうなことに繋がるわけですし、当然そこに働く従業員のこれは雇用を守ること、それから技術の転換にもつながっていくわけでありますから、この部分については必要な部分だというふうに私は認識しております。このことについてどのようなお考えなのかお知らせいただきたいということ、それから先ほど単品スライドについては通常でいうと夏場の工事、普通建設事業等々についての部分については今まで適用した例はないけれども、そういうふうなことについては実際に契約で定められてあるのですよというふうなお話でした。これは、なかなか冬の除排雪に関して適用がどうなのかという部分についてはこれなかなか難しい部分や何かもあるのだと思いますし、それから積算の根拠とする部分の中身の内容によって全然変わるわけですから、これは難しさはあるというふうに認識をします。したがって、名寄市が契約時に定めている特記仕様に基づく部分の対応についてお聞きをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 塩田議員から再質問いただきました部分についてお答えいたします。

まず、燃料単価につきましては北海道単価ということで国や北海道と合わせてということなのですが、公共事業に使っている、当該業務に使う設計の基になる単価は国も道も、名寄市は私どもも同じ時期に同じ単価を使っているということで御理解いただきたいと思います。先ほど言われましたけれども、除排雪、私ども10月に除雪のほうまず発注をかけてございますけれども、議員おっしゃられるとおり、積算につきましては9月単価を使用してございますし、12月現在で今単価も高騰してございますので、だがしかし10

%にまだちょっとになっていないということですから、これがまた年が明けて1月以降の単価の推移あればその部分については市全体といいますか、仕様でうたっているとおりの状況で、ただ除雪につきましてはではいつ出勤して、どれだけ走っているのだという部分と毎月ごとに精算をするという課題もありますから、そのタイミングについてはまた業者のほうと詳細詰めながらという形の適用としてまいりたいというふうに考えるというところでございます。

また、その部分の設計変更、除雪に関わる設計変更ともう一つ、今単品スライドの話もありましたけれども、除雪のほうでは私どもの名寄市仕様なのですけれども、先ほど言われたとおり、上下限1割、10%以上のときに変更かけますよということにしているのですけれども、それとこの単品スライドを合わせ技で使うということはないということで御理解いただきたいというふうに思います。これあくまでも単品スライドにつきましては工事のほうの仕様として工事約款のほうにうたっている案件でございますので、その部分でも除雪については適用しませんけれども、ほかの今執行中の工事とかで適用になればということでももちろん進めてはまいりたいと思いますけれども、今までも適用したことがなかったのではなくて、適用に合致する案件となってこなかったということで、その部分もちょっと併せて御理解いただきたいと思いますけれども、引き続きその辺の条件、合致するようなことになってくれば、先ほども答弁いたしましたけれども、そこは協議しながらという形で進めてまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 今お答えいただきました。実際に適用に関しては相手方もあることですから、そことしっかり適時適正に進められるというふうなことを希望して、終わりたいと思います。

官公需に係る地元企業への確保、これ結構何回もやっているのですけれども、実際に市内の、名寄市の本庁含めて、いろんな外郭の団体も含めてされているという認識は持っています。ただ、この部分については実際に難しさはあると思います。まず、一つその前に地域維持型の包括的入札制度というふうな部分で、先ほどやはりこれはなかなか難しそうなお話もありますけれども、1割の市町村で実際実施をしているということでもありますから、そのことに関して実際に調査研究をしていくというお話ですから、やはりいろんなやり方あると思うのですけれども、まずは地元を誘導できるような仕組みという部分、これはあくまでも前提にあるのは公正、公平ですから、その中で行われるものというふうに理解をしておりますけれども、そういうことでまず最後にそういうふうな実際にやっているところの調査研究をしたいというふうなお話を受けましたので、そのことについてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

実際この制度を使うということに関しては、やはり例えばできるとしたら名寄モデル的なものをつくると。それから、包括的な部分のメリットというふうな部分については持続的、安定的な維持管理の実施、それによって将来にわたって担い手をしっかり確保するのだとか、それから実際例えば維持管理に関して言えば地域を区切って、そして、除雪や何かでやっていますけれども、名寄のところに、1つの業者に、そこにいろんな業者が関わって、共同企業体というわけではないのでしょうけれども、そういうふうな仕組みをつくって、そして地域を割って、この地域はどこに任せるのだよというふうにさせていただくことによって事業の安定性というふうなものも確保できるということにつながるかなと。そうすれば、実際に仕事に携わる業者も、それからその仕事をする技術者もしっかりとした担保が自分の中にできるというふうなことになるわけですから、やっぱりこういうふうな形でそういう制度的なもの何とかち

よっと勉強していただいて、構築に向けて頑張っていたきたいなというふうに要望をいたします。

それから、低入札価格の関係についてはこれ実際分かります。低入札価格というのは、実際に予定価格があって、下の価格がある。この部分については予定価格の上限92%、下限75%ですから、その範囲内で価格を設定をして、そしてその価格を下回ったときには先ほどおっしゃったような形で調査をして、そしてどうするかを判断するというふうな部分で、それ先ほど平成10年から取り入れているのだというふうなお話をいただきました。この部分でいうと、やはり企業は本来的には少しでも高い価格で落札したいのです。これみんな同じだと思います。これについては何かというと、会社だけではなくて、従業員も守るというふうなことからやはりそういうふうなことができればというふうに思っているのだらうと思います。今公共事業がどんどん、どんどん少なくなってきたことを踏まえて考えると、やはり競争なのです。競争原理が働くのは当たり前話でありますけれども、そのことによって結構厳しい状況が後ろからついてくるというような状況になっているわけですから、これらについて、ちょっと先ほど最低制限価格制度という部分でいうと、これは最低、決めたら、それより下回って入札入れたら、駄目よ、失格ですよという制度です。ですから、こういう制度を使っていくことによって下止まりの部分の支えにはなるというふうに思いますから、ひいては企業を守るというふうなことになってくるのではないかなというふうに思っていて、それに伴う制度的な部分でいうと考え方はどうなのかなということで、ちょっとこの部分についてお願いします。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 低入札価格調査制度と、あと最低制限価格制度ですか、の形で塩田議員のほうから最低制限価格のほう企業が守れるのではないかなと、そういう部分を含めて御提言

いただいたと思います。私どもとしては、先ほど申し上げましたけれども、契約の適正履行ですとか、あと入札参加者の企業努力が促進されるということで低入札価格調査制度を実施しているというところがございます。ただ、最低入札価格が調査基準価格を下回った場合にそれが下請業者さんたちですとかいろんな部分にツケが回るといいますか、そういうことあってはならないという形で考えております。私ども低入札の事務処理取扱い要領みたいなのもありまして、例えば下請予定者のお名前ですとか契約予定金額なんかを調査することになっておりますし、聞き取り等を行いなから全て労務費ですとか下請業者を抑え込む施工ではないということ確認して、安全な施工に問題がないことを確認して、そういう手続を行っているということでもありますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。すみません。ちょっと力が入って、時間なくしてしまいました。

市民部長、マイナンバーカードに関する部分で、遠藤議員、そして高橋議員から質問あって、お答えいただいて、理解をしているところです。国がしっかりした運用方針示していないとか、定まっていないから、厳しいというのが実態だと思います。ただ、一つ申請時にはあまりないのかもしれないけれども、交付時に関する部分として結構混み混みになるというふうな部分があると思いますから、やはりその部分でいうと3密を防ぐというふうな部分で、1階狭いです。手狭ですよ。したがって、この期間だけどこか別なところで、例えば交付に関する部分はここで行うとかいうふうなことで行えば、そういう今のコロナ禍における対策も講じていけるのかなというふうに実は思っています、そのことについてお聞きしようと思ったのですけれども、時間がありませんので、

よろしく願いして、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで13時30分まで休憩いたします。

休憩 午後1時00分

再開 午後1時30分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和4年度予算編成について外1件を、倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 議長より指名をいただきました。通告順に従い、大項目2点についてお考えをお聞きしてまいります。

初めに、大項目1、令和4年度予算編成についてお伺いいたします。11月1日付で令和4年度予算編成に向け市長訓示が出され、編成作業がスタートされたことと思います。訓示の中では、骨格予算編成ではあるものの、通年ベースの要求とした上で新型コロナ感染対策、総合計画、総合戦略の具現化、ポストコロナを見据えた事業、そして持続可能な財政運営の維持と大きく4つの指針が示されております。また、さきに説明のあった中期財政計画では、令和4年度一般会計歳出予算225億5,600万円と推計が出されていますが、昨年と同じ時期に出された中期財政計画よりも3億8,500万円、総合計画中期実施計画ローリング調整後の年度ごとの事業費においては5億5,500万円ほどそれぞれ増加しております。

そこで、小項目1、当初予算規模についてお伺いをいたします。先ほど申し上げました令和4年度の中期財政計画の推計と総合計画中期実施計画

ローリング調整後の差額1億7,000万円ほどありますが、その整合性、また各種新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた中で既に各部署の要求は取りまとめられたかもしれませんが、当初予算の要求額をどの程度と想定されていたのかお伺いをいたします。

次に、小項目2、王子マテリア株式会社名寄工場生産停止の影響についてお伺いをいたします。今月1日、61年の長きにわたり本市の製造業の核として、また市内経済の牽引役として市民と共にその歴史を刻んでこられた同工場が生産を停止しました。次年度以降工場閉鎖に伴い様々な影響が明らかになると思いますけれども、令和4年度予算編成に係る個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税など市税収入の減少と併せて今年度も含めた各種歳入への影響額についてどの程度試算されているのかお伺いをいたします。

次に、小項目3、歳入確保についてお伺いをいたします。市長訓示では、新型コロナウイルス感染症による市内経済への影響や先ほど申し上げた王子マテリア名寄工場の生産停止による市税収入の減少など歳入の減少を危惧されております。それらを受け、同日付の総務部長事務連絡では新規事業に関し適正な受益者負担、またスクラップ・アンド・ビルドの観点から既存事務事業の見直しにより一般財源の確保を優先するとの指示がございました。新規事業のみならず既存事業も含めた今年度の取組及び、令和4年度予算編成に向けた具体的な歳入の確保についての考えについてお伺いをいたします。

続いて、小項目4、補助金、負担金の見直しについてお伺いをいたします。9月の令和2年度決算審査特別委員会でも若干触れましたが、今年度第2次名寄市行財政改革推進前期計画に基づき補助金、負担金等を見直しの専門部会を設置し、抜本的な見直しに取り組まれてきたと思います。令和4年度以降の予算編成に係る検討結果、また見直し内容と市民や団体への影響についてお伺いを

いたします。

次に、大項目2、温浴施設整備についてお伺いをいたします。一昨年市内で唯一営業されていた公衆浴場が廃業し、現在風連地区、名寄地区の市街区には公衆浴場がない状態が続いております。令和4年度にサンピラー温泉の改修を控え、工事期間中は市内で温浴施設が利用できない状態が一定期間出てくると思います。そうした状況になると、日常生活を送る上で影響を受ける方も少なくないと考えます。

それらを踏まえ、小項目1、研修施設なよろ温泉サンピラー改修についてお伺いをいたします。本定例会初日に補正予算を可決、設計委託料を増額し、現在実施設計が行われている同施設の温浴施設改修について、昨年年第4回定例会の御答弁では閑散期との調整など実施設計の中で最適な時期を検討したいとありました。現時点での事業規模、工事期間、また温浴施設ができない改修期間中の施設の対応についてお伺いをいたします。

次に、小項目2、まちづくりの観点からの浴場整備についてお伺いをいたします。高齢化が進み、単身また高齢夫婦世帯が増加している中で、内風呂がある世帯であっても公衆浴場を望む声が多く聞かれます。高齢者はもとより、地域住民が今後も住み続けたいと思えるまちづくりの観点で風連地区、名寄地区を含めた本市市街区における温浴施設の必要性について理事者の御見解をお伺いをいたします。

次に、小項目3、各種計画への登載についてお伺いをいたします。温浴施設についてさきに策定された立地適正化計画の誘導方針、あるいは誘導施設としての追加登載、また現在策定が進められている公共施設等再配置計画に新たに登載する考えについてお伺いをいたします。

以上、この場からの発言といたします。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 倉澤議員からは、大項目2点について御質問いただきました。大項目

1は私から、大項目2の小項目1は産業振興室長から、大項目2の小項目2及び小項目3は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願います。

初めに、大項目1、令和4年度予算編成について、小項目1、当初予算規模について申し上げます。中期財政計画は総合計画を実施する裏づけとなるもので、過去の決算状況やローリングで議論した今後想定される事業などを基に作成した一般会計の収支計画でございます。一方、総合計画中期実施計画は一般会計のほか各特別会計、企業会計の事業も含め、本市が行う主な事業を掲載していたものであり、中期財政計画と総合計画での事業費の増減は単純に一致するものではございません。しかしながら、中期財政計画の推計では各特別会計、企業会計において想定する事業費、起債発行による公債費を加味して一般会計からの繰出金を積算しているほか、それぞれの起債に応じた交付税措置額も推計しており、中期財政計画と総合計画の整合性は図っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、令和4年度予算についてでございますが、11月1日付で各部局へ市長訓令及び予算編成資料提出についての事務連絡を周知しております。市長訓令では、本市の財政状況は多くの課題が山積している状況ではあるが、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の仕組みや価値観の大きな変化を捉え、施策を推進するよう指示が出されており、総合計画ローリング後においても様々な事業について議論しております。令和4年度予算に係る事業については現在編成作業中であり、また骨格予算となることから、予算規模を含め現段階で申し上げることはできませんが、限りある財源を重点的かつ効果的に活用し、市民の安全、安心な暮らしを支えていくようしっかりと議論してまいります。

次に、小項目2、王子マテリア名寄工場生産停止の影響について申し上げます。初めに、市税収

入への影響ですが、王子マテリア株式会社名寄工場及び関連企業で働いていた方の給与所得に係る市民税、事業主に係る法人税、事業停止による固定資産税の減収を見込んでおります。市民税では、令和3年度の課税状況と想定される転出者数等から約1,800万円、法人税は令和3年度課税状況から約900万円、固定資産税は償却資産への賦課がなくなることから、約3,000万円、合計で約5,700万円の減少を想定しております。また、その他歳入への影響としては人口減による普通交付税算定額への影響が考えられますが、これは次回国勢調査の結果を算定数値として用いる5年後の令和8年度から影響が生じるものと考えております。なお、生産停止の影響は様々な面に波及するものと想定しますが、現時点で全て把握することが困難でありますので、御理解をお願いします。

次に、小項目3、歳入確保について申し上げます。本市は一般財源の多くが地方交付税となっており、一般財源の確保が大きな課題となっております。このことから、新規事業、特に国や北海道からの補助金の対象となりづらいソフト事業については他の事業等との公平性、官と民との役割分担、適正な受益者負担、後年度への財政負担などを十分に検証するとともに、スクラップ・アンド・ビルドの観点から既存事務事業の見直しにより所要の一般財源等の確保を図るよう事務連絡にて通知しているところです。御質問のあった歳入の確保についてですが、この間の取組としてはまずは高い水準である収納率の維持、さらには国や道の補助金など特定財源の確保、加えてふるさと納税寄附金や企業版ふるさと納税寄附金増額の取組が挙げられます。先ほども申し上げたとおり、令和4年度予算については現在編成中であり、現段階でお話することはできませんが、今後も歳入の確保に向けてしっかりと議論してまいります。

次に、小項目4、補助金、負担金等の見直しについて申し上げます。負担金、補助金及び交付金

の見直しについては、前回の見直し検討から8年経過したことから、今年度行っております。見直し検討の範囲は、一般会計及び特別会計で計上している負担金及び補助金等とし、一部事務組合負担金や道営事業負担金、実質的に使用料、利用料と認められるものなどを除いた計429件について精査することとしております。担当課で実施した自己評価の結果は見直しが43件、廃止が6件、新設が1件となっており、この自己評価を基準に見直し検討委員会においてそれぞれの補助金等について妥当性、有効性、公平性等の観点から議論しているところです。今後の予定であります、担当課の意見も聞きながら見直し検討委員会の案をまとめ、今年度中に行財政改革実施本部に報告し、実施本部で確認した内容を改めて担当課へフィードバックする予定です。担当課ではこの内容を踏まえて具体的な見直し内容を当該団体などと協議していくこととなりますが、予算への反映については既に団体との協議が進められ、見直し内容が決まっている場合は令和4年度から、それ以外は令和5年度からになるものと想定しているところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 私から大項目の2、温浴施設整備について、小項目1、研修施設なよろ温泉サンプラー改修について申し上げます。

ピヤシリスキー場の研修施設であるなよろ温泉サンプラーの改修については、平成30年度に実施した基本設計を生かし、温浴施設の改修に向け令和元年度に測量などを実施して、中断した実施設計を今年度再開し、進めているところです。主な改修内容は、老朽化し、手狭なサウナを拡張してほしいという御要望に応え、収容人数を現在の7人から14人程度へ増やし、温泉浴槽を拡張するとともに、洗い場の数を増やすこととしております。そのほか、脱衣室のロッカー増設やトイレの機能強化、授乳室の設置、自販機コーナーの設

置などの改修を行うこととしております。また、温浴施設が混雑している際に合宿利用者が汗を流せるシャワールームのニーズが高いことから、本館2階にシャワールームを設置いたします。シャワールームの設置は、合宿利用のほか温浴施設の改修に先立って利用できるようにすることで本工事期間中の宿泊の休業期間を短縮できると考えております。事業規模につきましては、本定例会初日に温浴施設改修工事、工事監理委託及びシャワールーム改修工事を合わせて3億8,050万円の債務負担行為を設定させていただきました。実施設計完了後に工事契約などを進め、シャワールーム改修工事につきましては令和4年3月から5月中旬頃までの工期を、温浴施設改修工事については令和4年4月から10月末頃までの工期をそれぞれ予定しています。シャワールーム改修工事が完了するまでの約1か月半は休館せざるを得ませんが、シャワールーム完成後は工事関係者及び合宿関係者を中心に宿泊を受け入れることが可能となります。休館中の対応につきましては、指定管理者である名寄振興公社と内容を協議してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 私からは大項目2、温浴施設整備について、小項目2、まちづくりの観点からの温浴整備について、小項目3、各種計画への登載について一括して申し上げます。

令和元年8月に市内唯一の公衆浴場が廃業となりましたが、現在市内には障がいがある方が入浴できる総合福祉センター、市民に加え観光、合宿など多くの方に利用いただいている名寄温泉サンプラーを設置しております。過去には浴室が設置されていない市営住宅の入居者に対して公衆浴場の確保が必要でありましたが、現在は全ての公営住宅への浴室整備が完了しており、本来的な公衆浴場の使命はほぼ終了していると考えております。一方で、公衆浴場の設置は衛生面だけでなく、コ

コミュニティ形成の場としてまちづくりに対する役割もあると認識しております。しかしながら、平成24年のふうれん望湖台自然公園のセンターハウス閉鎖の際には、本市の財政状況において多額の建設経費、継続した運営経費を要するため2つの公共温泉を設置するのは難しいと判断したところであります。現段階で公共での設置は検討されておきませんが、民間事業者から公衆浴場設置検討の相談などがある場合には各種制度での支援を検討してまいります。

以上のことから、現段階では本市における各種計画へ温浴施設の登載は予定をしておりません。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、各項目を確認させていただきたいというふうに思います。

初めに、当初予算規模について総務部長からは当初予算の要求額、どの程度想定されていたのかということについてはまだ査定がこの後あるからお答えできないというような御答弁がございました。たしか11月26日で予算要求、各部署締め切ったのかなと思いますけれども、その取りまとめ、もし終わってればその段階での当初予算要求額と歳入歳出の収支差額をお知らせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 令和4年度予算の各部からの要求につきましては、11月26日を提出期限として、11月30日から財政課長のヒアリングを行っているところでございます。一般会計の予算要求額でございますけれども、歳入につきましては約221億5,000万、歳出で約259億9,000万円、収支差額約38億4,000万円となっているところです。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ありがとうございます。

要求額についてまず歳入歳出の差額がお話だと38億3,700万円、ちょっと金額の大きさに驚いたのですけれども、歳出の部分で中期財政計画の推計225億6,600万円と比べても要求額の積み上げが34億2,000万円ほど中期財政計画の推計よりも多い状態だと。歳入については若干増えているようで、10億円近く歳入のほうも増えていますけれども、それでも収支の差額、当初の中期財政計画の推計と比べると24億2,800万円ほどでしょうか、かなり推計との差が大きくなっているというふうなお話だったというふうに思います。これ中期財政計画についてはローリングの調整後の額が反映されているというふうに私認識していたのですけれども、そちらについてはそういう調整後の額がのっていたということで間違いないでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 基本的にはローリング後数字がのっているところでございますけれども、熟度が達していなくて、ちょっと若干のっていないかったり、想定より低かったとか、そういう場合はあろうかと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 推計の熟度が足りなかったというようなお話今ありましたけれども、それにしてもなぜこれほど差が大きくなるのかということ改めて御説明をいただきたいのと、さきの議員協議会で説明あった中期財政計画、令和5年度以降の基金の推計であったり、その資料として配付された名寄市の財政課題について、こちらは拝見、また、御説明聞いた中ではやはりかなりこの後財政状況厳しいなというところで、各議員も含め認識を深めたというところだというふうに思いますけれども、こちらについて実際原課のほうで予算を要求してくる職員についてどれほどの状況が浸透しているのか。あと、財政状況が厳しいという職員の現状認識等については財政当局

としてはどのように捉えているのかお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 今議員おっしゃられたとおり、中期財政計画では歳入が約211億6,000万円、歳出が約225億7,000万円と推計しているところでございまして、現状の予算要求額は歳入で約10億円、歳出で約34億円増加したということになります。まず、増加した要因でございすけれども、それぞれの事業の積み重ねによるもので、内容、状況は多岐にわたるところでございすますが、まず1点目としては中期財政計画の推計時には事業設計、先ほど申し上げましたけれども、熟度が足りないということで、中期実施計画には登載していたものの、事業費を計上していなかったというものがあったということとございす。また、除排雪の委託料ですとか廃棄物の処理収集委託料ですとか、中期財政計画の推計時より燃料単価の関係も含めまして増額となった事業があったということもあろうかと思ひます。また、総合計画の中期実施計画ですとか中期財政計画に登載できなかったけれども、その後の事業設計によりまして新たに予算要求があった事業、これもあったのは間違いありませんので、そういう部分なのかなと考えているところとございす。

もう一点、職員の認識についてでございす。本市の財政状況につきましては課長会議など機会ごとに説明しているところでありまして、基本的には全職員で共有しているところで認識しているところとございすますが、今回の予算要求でございす。市民の皆さんと接する中で様々な課題があったと。あと、デジタル関係など今日的な課題ですとか、あと必要な施設の修繕だとか、さらに委託料の増なんかもあろうかと思ひます。そういう部分でこの予算要求額につながったのではないかと考えているところとございす。

以上です。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 今御説明ありましたが、いづれにしても歳入歳出の差額が要求段階では38億3,700万円以上の収支不足があるというふうなお話でした。中期財政計画の基金調整額、こちら14億860万円ということで、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、大体これに近づけるためには査定の中で24億2,800万円削っていかねばいけないう作業になろうというふうに思ひますけれども、現実的にこれ対応できていくのかどうなのか。また、これ収支不足増えた場合、やはり基金を取り崩しての調整となるのか、こちらについてお知らせください。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 収支不足解消の査定も含めまして、今現在財政課長のヒアリングを行っている最中でありまして、個別の内容について申し上げることはできないところとございすけれども、今やっている財政課長のヒアリング、さらには年明けからは上部査定、市長、副市長査定とございすので、その中で議論させていただきまして、事業内容を精査していきたいと考えているところとございす。また、限りなくそういう形で中期財政計画に近づけたいという考えはあるのですが、収支不足の財源につきましては基金で調整するということになろうかと思ひます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 査定の中でこの後調整をしていくということだと思ひます。また、まだ特定財源、補助とかがはっきりしていない部分がありますけれども、一概に収支不足分を全部基金というところにならないのかもしれないですけれども、また中期財政計画のお話に戻りますけれども、令和5年度以降の推計、参考資料で出ていたけれども、かなり令和8年の基金残額を見ると10分の1程度に減少するという大変ショッキ

ングな説明がございましたけれども、今年度からも基金の額が減り始めるのが推計よりも増えていくといった状況が生まれる可能性もあるということだと思うのですけれども、実際来年度以降の財政状況、かなりやはり厳しいという理解でよろしいのかお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） この間もいろいろ予算、決算の総括質疑ですとか、そういうのも含めまして、名寄市の財政状況につきましては単年度ベースでは健全比率ですとか、そういう部分含めましてそういう話はさせていただいておりますが、相当厳しいということは申し上げてきたところでございまして、当然今も来年も再来年も厳しいのは間違いないということです。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 分かりました。その御答弁を踏まえて、次の項目に移っていきたいというふうに思います。

王子マテリア株式会社名寄工場生産停止の影響についてお伺いをいたします。先ほどの御答弁で市税の減少の部分については約5,700万円ほど減少を見込んでいるというような御説明がございました。市税ですので、これ貴重な自主財源であります。なかなかこれをほかの部分で補おうというところについては、かなり難しいのかなというふうに私のほうでも考えております。ちょっと昨日の五十嵐議員の質問にもありましたが、10月26日の第3回の臨時会で可決した3,000万円の補正予算で地元定着推進事業、産業人材確保促進事業、これそれぞれについて改めてこの直近の実績についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 王子マテリア名寄工場の生産停止を受けた雇用対策ということで、

今議員がおっしゃってくださったように、本年10月26日の臨時会において議決をいただいたものですが、この事業につきましては離職を余儀なくされる市内在住の従業員を支援する地元定着推進事業と離職される従業員を雇用する市内企業を支援する産業人材確保促進事業のこの2つによりまして離職者の再就職を後押ししようというものでございまして、2号マシンが停機をした9月10日以降の離職者を対象としております。12月10日現在で地元定着推進事業につきましては、離職予定者の相談が17件、うち登録されたものが11件となっております。今後この登録された方が再就職をした際に改めて交付申請をしていただくという仕組みとしております。一方で、産業人材確保促進事業につきましては、離職者を雇用した際に交付申請をしていただくこととなりますが、現時点で再就職をしたという情報がなく、したがってこちらのほうの申請はいまだいただいていない状況でございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今実績をお知らせをいただきました。相談17件ということで、登録が11件ということで、地元定着推進事業については直近の実績がお知らせありました。退職された方が引き続き名寄に残っていただけるということでは、先ほど答弁にもあった個人市民税については引き続き名寄に収納できるという状況が生まれます。貴重な自主財源になりますので、この助成制度、一定の効果があるのかなというふうに思います。こちらのほうの制度のPRの仕方について、今どのような対象者に向けた情報提供されているのかお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） この事業を有効活用していただくためにやはり離職される従業員の方々に広く周知することが重要だと私も考えております。実は先般2回にわたりまして対策本

部の構成機関でありますハローワーク名寄、そして北海道の上川総合振興局と共に離職の際の手続ですとか本事業の内容などについて説明会も実施をさせていただきました。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 分かりました。引き続きPR等を進めていただいて、将来的にそれぞれ支出した助成金以上の効果を期待して、次に移りたいというふうに思います。

次に、小項目3、歳入確保について、併せて小項目4、補助金、負担金の見直しについてまとめて確認をしていきたいというふうに思いますけれども歳入の確保についてですけれども、まず受益者負担についてのお考えについて伺いたいというふうに思います。新規事業について適正な受益者負担をと指示が総務部長の事務連絡ではされていますけれども、一方で近年既存施設の無料化だったり、新規に開所した施設の無料開放など政策的な部分だと思いますけれども、そうしたことが行われています。財政当局の立場で適正な受益者負担についての考え方についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 適正な受益者負担の考え方についてということでございます。御案内のとおり、行政サービスの提供におかれましては人件費ですとか施設の維持管理経費などの経費がかかっているということで、その費用につきましてはそのサービスを利用する方と、あと市民の皆さんからの税金で賄っているところなのだろうと思います。税金を投入しているということは、サービスを利用していない人も間接的にその経費の一部を負担しているということになります。そのサービスを利用している方としない人の負担の公平性につきましては確保が必要だということで、議員おっしゃられますとおり、適正な受益者負担が必要になるのだろうと考えているところでございます。ただ、先ほど議員申し上げてい

ましたが、政策的な判断、国の方針もあろうかと思えます。また、社会情勢もあろうかと思えます。あと、市の重点施策などの政策的な判断もあろうかと思えますが、使用料などを無償にしている場合もあるということで御理解いただければと思います。いずれにいたしましても、適正な受益者負担、これにつきましては公平、公正な行政サービスの提供のために必要であると、そういう考えがございますので、今後も社会情勢ですとか市民の皆さんのニーズ、サービスの利用実態などを踏まえまして受益者負担の適正化、図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 施設の無料化だったり、利用料の無料化等、政策的なところで行われるというのは十分理解できるのですけれども、そうしたサービス提供無料ですという部分についてやっぱりしっかりした財源の裏づけがないと負担ばかりが増えていくという状況が出てきます。しっかり既存事業見直しをしていただいて、一般財源確保した中でのサービス提供というところをお願いをしたいというふうに思います。

あと、補助金、負担金の見直しについてでございます。先ほどの御答弁だと、429件の各事業について今検討を行っているというところでお話がありました。9月の決算審査特別委員会では、総務部長の答弁ですけれども、現在調書の作成、取りまとめ作業を行っているというようなお話がありましたけれども、先ほどのお話だと現在調整がついている補助金については令和4年度から反映するようなお話ありましたけれども、それ以外については新年度からの反映はしないということによろしいでしょうか。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 先ほど申し上げたとおり、今後スケジュールもございまして、今委員会のほうで取りまとめを行いながら、原課の意見を聞きながら取りまとめ行いまして、ある程度の

判断を行革の実施本部のほうに報告させていただいて、それをまたフィードバックして、あとは当該団体とまた協議ですとかございますので、今回こういうコロナ禍という状況もありまして、丁寧に時間をかけて作業を進めていこうと考えているところです。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） コロナ禍とかというお話もありました。先ほど歳入確保の中でも事務事業の見直しの観点では受益者負担と併せて補助金、負担金の見直しも非常に重要なポイントというふうに考えております。先ほどの新年度の予算要求の状況や中期財政計画の資料にあった令和5年度以降の基金の状況を見ても、今お話のあったような悠長な感じでやっている場合ではないというふうに私はちょっと思っております。そもそも行財政改革推進計画ではおおむね5年ごとに見直しを図るということで、8年間取り組まれていなかったということもこの間の危機感が伝わってきていないということで、この推進項目、補助金、負担金の見直しについては、あまりこれ行革の推進本部では重要視されていなかったということで受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 重要課題、基本的にこの間過去にも補助金等の見直しは行っているところで一定程度整理されているものとは認識しているところでございます。当時からここ8年やっていなかったということなのですが、今回コロナ禍もありまして、いろんな社会情勢が変化したということで、今回補助金の見直しを検討しているということでありまして、ただ事務連絡ですとか通知、原課に出す連絡につきましても今回こういうコロナ禍ということもあって、必ずしも削減とか減額を求めるものではなく、まず支援することが妥当かどうかも含めまして改めて確認しようと、そういう目的で実施しているというところ

でございます。先ほども申し上げましたが、時間をかけながら丁寧に作業を行っていかうと考えています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 改めてコロナ禍だからというようなお話もありました。行革の実施本部長、市長だと思っておりますけれども、ちょっと財政の関係なので、副市長にお尋ねしたいというふうに思いますけれども、総務部長からコロナ禍と併せて各団体ともお話しも含めて丁寧に進めていきたいというところでお話ありましたけれども、副市長も同じようなお考えでよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 橋本副町長。

○副市長（橋本正道君） 負担金、補助金の見直しについて8年間手がついていなかったことにつきましては、様々な社会情勢の変化ですとか我々行政のほうでも課題が次々出てきたこともありまして、なかなか手がつかなかったことはそれは事実でありますので、ここについては私の指導も至らなかったと思っておりますので、ここは改めておわびしたいと思います。今後ですけれども、やはり相手方がおりますので、丁寧に進めていくというのはこれは基本的な考えであります。ただ、前段申し上げましたとおり、それぞれ補助金、あるいは負担金を受けて活動している団体の事情を十分にこれは酌み取っていかなければならない。例えばその、大きく分けて補助金には運営のための補助金、それから事業するための補助金とありますけれども、運営をするための補助金については、それがないとその団体がうまく活動できない。逆に言えば、その補助金を一時的に手厚くして自立していただくということも一つ手法の中にあるかと思えます。ですので、ちょっとここ5年間のスパンということでもありますけれども、長い目で見えていただいて、今後どうするのかということも含めて丁寧に協議させていただければと思います。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 今副市長の御答弁でもありましたけれども、以前行革の推進項目、補助金の見直しの実施内容には補助金の終期の設定、終わる時期の設定、あと減額、廃止の検討、運営補助から事業補助の切替えといった実施内容、第一次の行革の推進計画にありましたけれども、第二次になってからここがちょっと大分トーンダウンして、補助金の適正化というような内容にも、一つの項目にも減ってきているのです。これを見ても、ちょっと先ほどもお話しさせていただきましたが、あまりここの補助金については行革の中で重要視されていないのかなというふうな印象を受けるのですけれども。やはり先ほど申し上げましたとおり、財政状況厳しいというようなお話もありました。部長のほうからも公益性や有効性、団体の状況、あと機会の公正性や妥当性、しっかりこの辺基準を記したガイドライン作成して、補助金の見直し、新年度に向けて取り組んでいただきたいと改めてお願いをしたいというふうに思いますけれども、いずれにしても基金の減少を早めることがないように、予算の訓示にもありますけれども、持続可能な財政運営の維持といったところに向けて予算編成をお願いしたいというふうに思います。

続いて、大項目2、温浴施設整備について移っていききたいというふうに思います。小項目の1、研修施設なよろ温泉サンピラーの改修についてお伺いをいたします。こちら来年4月から10月ぐらいまで、おおむね7か月ぐらいのかなと思うのですけれども、浴室が利用できない状況が続くというような御答弁がありました。改修内容について洗い場の拡張等御説明ありましたけれども、改修に当たってこれバリアフリーの改修の対応についてはどのような考えになっているかちょっとお知らせいただければと。

○議長(東 千春議員) 東建設水道部長。

○建設水道部長(東 聡男君) 設計の中身なの

で、私のほうから若干触れたいと思います。

公共建築工事でございますので、バリアフリー法ですとか北海道福祉のまちづくり条例の整備基準にのっとった形の中で整備をしていこうということで、今設計を進めているところでございます。基本的に構造につきましては基本の施設を使っていくという形になるので、若干出入口の段差、ほんの少しの段差残ったりすることもありますけれども、誰もが使うことができるような形としての整備にしていきたいと思いますので、御理解願います。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 高齢者が利用される機会も多いというふうに思いますので、できる限りのバリアフリー対応、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、利用できない、想定される期間7か月間、日帰り入浴者の対応としてお伺いしますけれども、他の施設の送迎であったり、代替施設の確保等のお考えあれば、お知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 先ほどの答弁の中でもありましたけれども、2年前の市内唯一の公衆浴場廃止以来温浴施設の確保の困難な相談というのはほとんどないという状況から、公衆衛生確保の観点による公衆浴場の役割はほぼ終了していると考えているのですが、一方でその面だけではなく、市民の憩いですとかコミュニティの形成の場としての役割もあると認識しておりまして、その代替機能の確保を含めて、その可能性を含め調査を進めたいと今考えているところでございます。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) すみません。聞き方ちょっと悪かったかもしれないです。サンピラー温泉が使えない間に、今まで利用していた人たちが使えなくなるという状況があるので、こちらに

ついでほかの施設の送迎とか、日進ピヤシリ線のバス、今無料で走らせていますけれども、それを一時的に路線変更して、ほかの施設へとかと、そういうような対応の考えあるのかどうなのか改めてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私もそこを含めての答弁したつもりでございまして、代替機能というのが送迎ですとか、そこも含めて、その可能性含めて調査したいと考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 日常生活、日常的に使っている方もいらっしゃる。公衆衛生の観点で使っている方もいらっしゃると思いますので、そちらの利用者の方々の対応についてもぜひとも御検討いただければというふうに思います。

続いて、小項目2、まちづくりの観点からの浴場整備についてお伺いをしていきたいというふうに思います。石橋部長の御答弁の中で公衆浴場の使命についてはもう終わっているのではないかといったお話、一方でコミュニティの場としての部分でも今そういう役割も出てきているといった御答弁もございました。高齢になると、自宅にお風呂あっても掃除やお湯張りなどがかなり負担になって、そうしたことから、要介護認定まで至らない高齢の方々含めてニーズが高まってきているのかなというふうに思っております。本市では、市民の保健衛生上不可欠である公衆浴場の経営の安定と確保を図るため現在も名寄市公衆浴場確保対策条例、こちら制定された状態になっております。保健衛生上の観点では公衆浴場の必要性について改めて市民部長にお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 本市の条例を制定した際などにつきましては、目的としまして保健衛生上の確保といたしますか、そちらが不可欠だとい

う視点であったと考えております。現在は、時代の変遷とともに保健衛生上の視点以上にコミュニティや憩いの場としての役割といたしますか、それがメインになってきていると考えております。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ある自治体でも、公衆浴場を利用した健康づくりの事業を実施したり、病気や介護、寝たきりの予防に取り組んでいるというところもございまして。また、各種サロンを設置して、地域のコミュニティの場として、あと子供たちのマナー教育や体験活動の際に利用したりと社会教育の事業にも活用されている事例もございまして。本市でも以前は敬老事業の一環として公衆浴場については活用していただくといった実績も記憶にあるというふうに思います。今お話ありました公衆浴場は保健衛生上の必要な施設という役割より今現在はコミュニティの場、健康づくり、健康維持、またひいては介護予防、フレイル予防につながる役割が大きいというふうに考えております。そうした観点では、今後まちづくりを行う上でも重要な核となる施設だというふうに私は考えております。12月6日に開催されました立地適正化の具現化に係る北大の森先生の講演会のお話にもありましたけれども、歩いて行ける範囲に、歩きたくなる範囲にこうした温浴施設、コミュニティの場があると、様々な事業と併せて連携が図られれば、今後も名寄に住み続けたいと思っただけの重要な施設、動機づけになるものだというふうに考えております。そこで、小項目3の各種計画への登載というところでお尋ねをいたしました。御答弁では計画に登載する予定はないというようなお話でしたけれども、理事者の皆さんも御記憶にあると思いますけれども、平成22年から27年まで社会資本整備総合交付金を活用した名寄市都市再生整備計画、よろいなであったり、商店街のファサード事業であったり、文化センター大ホールであったり、整備した事業ですけれども、そちらの事業の一つで、名寄の駅横地

区の再整備計画を立てた、計画を策定したという経過の中で、その御記憶ある方も多いと思うのですけれども、当初その計画の策定段階では名寄市含む事業団体2つ、名前は言いませんけれども、2つ、3者で協定を結んで、必要な施設について洗い出したといった経過があって、その中に温浴施設というところで名前が挙がっております。最終的に途中でいろいろ経過があって、最終的な名寄市都市再生整備計画には温浴施設はのってこなかったのですけれども、当時の執行者も担当職員も市街地の温浴施設の必要性についてはその当時も持っていたというふうに考えておりますけれども、その点についてはどのようにお考えになりますか。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 温浴施設の評価というか、考え方ということですが、今ちょうど公共施設の再配置計画というものも策定をしている最中で、そこの主要な役割としては、いろいろな機能を融合するような形で集約化した施設をどう効率的に配置していくかということも議論の一つとなっております。今お話しいただいていた温浴施設ですけれども、ある意味公衆浴場としての役割は終えたという表現をさせていただきましたが、ではコミュニティーとしてということのお話の中で、それを考えると、やはり市が温浴施設に対して積極的にコミットする場合は市民の福利厚生施設という位置づけになるのだろうというふうに私は考えて、評価しています。そうなったときに居住誘導区域というものは計画の中でどういう位置づけをしているかということ、名寄市街地、それから風連市街地にも居住誘導区域というのを設定しております、それぞれに福利厚生施設を平等に建てるのかというふうになると、なかなか難しいところあるのかなとなった場合には町中というところに、ではどちらというまた評価になってきますので、そこについてはしっかりとした議論を時間をかけて市民の皆さんの意見を

聞きながら名寄市の方向性として詰めていかなければならないということで、まだまだやっぱり議論の余地はかなりあるのかなというふうに思っておりますし、まだ複合化というか、機能の部分でいうと今の段階で評価するのであれば、当時なかった考え方として、これだけ気候変動があって、大雨等が続くようなことがあって、水害等の例えば避難所の機能もそういった温浴施設みたいなところが担えるようであれば、避難所として風呂呂に入れるといったようなことも想定していかなければならないということを考えると、まだまだ議論はたくさんしていかなければならない話なのだろうというふうには考えております。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) そうした施設、公共で整備するとなるとまだまだ議論を深めていかなければいけないというなお話ありましたが、少子高齢化だったり、人口減少、これ時間に猶予ないのです。少子化、去年の出生数、1年間で160人です。今年も160人、今日現在で。それまでは200人程度で推移したのが急激に減ってきていると。亡くなる方もその倍ぐらいで推移しているといった状況が続いていて、人口減少どんどん、どんどん進んでいく中で公共施設これから整備していくとなると、できる頃には人口がどんどん少なくなって行って、本当にその施設の必要性すら検討しなければいけないというような状況になってくるというふうに思います。あまり時間がないというところで、ある程度判断を早めていく必要があるのかなというふうに私は考えております。

そこで、市長にお聞きしたいというふうに思いますけれども、都市計画審議会、担当職員から立地適正化計画について社会経済の状況の変化や人口、土地利用の状況、施策の進捗や効果を踏まえて適宜見直しを行うというふうに説明を受けています。同計画の策定から2年ぐらいもう経過してきております。先ほど申し上げましたが、立地適

正化計画の居住誘導区域の誘導施設として、また策定中の公共施設等再配置計画、想定施設で図書館、児童クラブ、学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設と、それらの施設というところで挙がっておりますけれども、それらと併せて、それらに併設も含めて、また官民連携事業としてこの温浴施設の部分について検討を含めてそれぞれの計画の中の追加検討の指示、出していただけないでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 温浴施設の計画登載の必要性についてこれまでに御議論いただいたと思います。12月の頭に森先生が来ていただいて、立地適正化の具体的な御議論をいただき、市としても事例となる3パターンの提案をして、これから協議を具体的に加速させていきたいというふうに思っています。ただ、これって、これがちょっとコンクリートなわけではなくて、肝となるのはやはり町中に多様な人が集まってコミュニティを形成していく、このことが重層的な力強いまちづくりの基盤になっていくであろうと。そういう重要な御指摘もいただき、このことは市民の皆さんにも一定の御納得をいただいたのかなというふうに思っています。その中で、これからまた市民の皆さんと一定の議論を重ねていくことになるのだろうと思います。その中で、そこにやはり資する施設として温浴施設が必要なのか、あるいは別の機能が必要なのかということはまたこの中でそうした議論が出てくるのかもしれませんが。そうした議論は全くシャットアウトするものではありませんので、今後の議論の中で議員に今回いただいた温浴施設の御提案も含めてどうした機能が必要なのかということ今後具体的に議論を加速させていきたいというふうに考えます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 検討の余地があるというような御答弁だったというふうに解釈をさせていただきたいというふうに思いますけれども、例

えば保健センター、あそこもある程度老朽化してきています。その施設をこの間の説明では公共施設等再配置計画のフェーズワンというのですか、の施設の中に追加して、例えば包括支援センターと温浴施設といったところ併設して、健康づくりの場、コミュニティの場として活用するとか、広くまだ検討の部分あると思います。ほかの施設と比較しても今お話しした施設については優先順位低くないというふうに私は考えますので、ぜひともこちらの部分の御検討、また検討への指示についてお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

新型コロナウイルスワクチン接種に関わって外2件を、富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） 通告順に従い、大項目3点について質問をいたします。

大項目1、新型コロナウイルスワクチン接種に関わって。人類にとって未知のウイルスとされる新型コロナウイルスが発見されて、およそ2年ほどが経過をしております。日本においてもこれまでに感染者が173万人ほどに上っております。残念ながら1万8,000人を超える貴い命が犠牲になっていると発表がされているところでございます。デルタ株の感染拡大ピークを越えて、国内の新規感染者は秋以降急速に減速をしております。北海道でも10万人当たり0.5人ほどとなっておりますが、皆様も御存じのとおり、予断は許さない状況が続いているという状況でございます。さらに、11月の下旬に南アフリカで新たな変異株、オミクロンが確認され、今後の世界的な感染拡大の動向に注意が必要だと言われています。新型コロナウイルスの対処法として緊急特例承認によって本年2月から接種が始まったメッセンジャーRNAワクチンの接種率も全国で75%を超えています。3回目追加接種者も12月8日現在で2万人を超えています。本市においても11月

15日現在、2回接種率、希望者ほぼ済んだと思われませんが、88.8%に上っています。接種開始から1年ほどが経過し、国内外でメッセンジャーRNAワクチン接種に関わる様々なデータや知見も蓄積されているところであります。改めて本市における今後のワクチン接種に関わる考え方について、以下小項目3点について伺います。

小項目1、5歳から11歳への接種についての考え方について。国立感染研究所によりますとアメリカでは11月2日に5歳から11歳小児に対するファイザー社製ワクチン接種推奨が決まりましたが、日本国内では12歳未満の小児に接種可能なワクチンは今のところ確認できていないとされています。しかし、厚生労働省健康局健康課予防接種室から11月16日に出されました事務連絡によりますと、小児に対する安全性、有効性が確認された新型コロナワクチンを使い、2回接種することを前提に自治体での接種体制の準備を進めるよう通達がなされています。自治体としては、国の動向に従い予防接種法、感染症法などの関係法令並びに臨時予防接種実施要綱に沿って準備を進める状況だと思えます。しかしながら、感染したとしても重症化や死亡する懸念が極めて低いというエビデンスが示されている小児を含む若年層への接種について一層慎重な議論が必要と思われまます。現時点での本市の見解と今後の考え方について伺います。

小項目2、新型コロナワクチン追加接種について。ワクチン接種開始当初は2回の接種によって95%もの発症予防効果があると厚生労働省は発信していました。一方、接種後一定の重症予防効果は見られるものの、時間とともにその抗体価と感染を防ぐ中和抗体は徐々に低下していくことが分かってきました。国内でも2回接種を済ませた人たちの間でブレークスルー感染が広がり、クラスターも発生していることが報道されています。これらを受けて、政府厚労省は12月1日からの3回目の追加接種、2回接種から原則8か月を経

過した者に行うよう11月16日付の事務連絡で自治体に通達を出しております。一般接種はおおむね来年2022年2月頃からになると思われまます。準備可能であれば6か月に前倒しをして接種することも検討に入れて、2回目までのワクチン種別を問わず、異種ワクチンの交差接種も認める旨記されております。厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会などの報告に鑑みますと、接種後の長期的な安全性が担保されていない状況において追加接種には一層の慎重さが求められると思えますが、追加接種に関する本市の見解を伺います

小項目3、ワクチン検査パッケージについて。新型コロナウイルス感染症対策本部は、11月19日、ワクチン検査パッケージ、いわゆるワクチンパスポートの制度要綱を発表しています。感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置下においても行動制限の緩和を可能とするためにワクチン検査パッケージ制度を施行していくとされています。しかしながら、導入に当たっては様々な課題も多いとされ、慎重な議論が必要とされています。11月下旬から一部で実証実験が始められておりますが、ワクチン接種者が感染しない、人に感染させないという根拠はないものの、重症予防、感染致死予防については一定の効果があるものと厚生労働省は発信しているところであります。ワクチン検査パスポートが導入されれば、社会の分断と差別を生みかねない懸念があります。本市では、9月の広報の4ページにストップワクチン差別が掲載されております。それらを踏まえて、本市におけるワクチン検査パッケージに対する考え方と合理性についての見解について伺います。

大項目2、人権週間に関わって。12月4日から10日の1週間、第73回人権週間でした。12月10日は、世界人権デーと定められております。今なお新型コロナウイルス感染症感染者に対する差別、偏見、ワクチン接種に関わる同調差別

ハラスメント、インターネットにおける誹謗中傷、いじめや虐待、女性問題、高齢者問題、子供問題、外国人やハンディキャップのある人、アイヌ、被差別部落、性的少数者、ハンセン病元患者やその家族に対する偏見、差別など様々な人権問題が依然として存在しているのが現実です。Society5.0、デジタル推進施策を進めていく上で誰一人取り残さないまち名寄を実現するためにもあらゆる人権の問題に関して真摯に向き合わなくてはならないと思います。これまで数回にわたって一般質問で取り上げてきました人権に関わる項目の中から2点に絞って本市の考え方について伺います。

小項目1、SOGIE、性の多様性の認知について。SOGIEとはSO、セクシュアルオリエンテーション、誰を好きになるかという性指向、GI、ジェンダーアイデンティティー、自分はどういう性を自認しているかという性自認のこと、Eに関してはエクスプレッション、服装やしぐさといった性表現のことを言います。性の在り方は実に多様で、グラデーションです。SOGIEは、ここにいる全ての人に関わることです。日頃自身のセクシャリティーを意識していない人も意識する人もみんな同じSOGIEの大きな枠組みの中に存在しています。全市民に関わるSOGIEを人権擁護や男女共同参画の観点から、そして教育の現場でどのように啓発をされているのかについて伺います。また、啓発に当たって正しい理解を共有していくために専門性を有する方を招いての公開型の研修セミナー、講演会などの実施について計画の具体的な取組について伺います。

小項目2、パートナーシップ宣誓制度導入に関する考え方について。2015年に東京世田谷区、渋谷区で導入された自治体によるパートナーシップ宣誓制度は、それ以降急速に全国に広がりを見せ、9月30日現在、130の自治体で制定されています。制度利用カップルは2,277組に上っています。北海道では、札幌市に続いて帯広市が来年の早期に導入をする予定になっています。

また、検討段階に入っている自治体は函館市、江別市、北見市などがあります。先日の新聞報道では、東京都も来年度東京都として制度を導入する予定になっています。宣誓制度は法的な婚姻権利が発生するわけではありませんが、日々の暮らしや生活面での不便さから一定程度解放され、人間らしい幸福追求と文化的暮らしを営めるようになります。同性カップルは少数とはいえ、導入されたまちに住む当事者にとってそのまちを信じて暮らしていくことができるということは自治体にとっても誇らしいことになるものと思います。昨年の第4回定例会の一般質問での答弁では、情報を収集していく旨の答弁でしたが、この1年余りの情報収集と本市における制度導入に向けた検討に関わる考え方と進捗状況について伺います。

大項目3、ゼロカーボンシティ宣言に関わって。昨年の第2回定例会の一般質問の中で、2050年CO₂排出ゼロ宣言についてどう考えるか質問させていただきました。このたびの名寄市ゼロカーボンシティ宣言の発出は、大いに評価できるものと認識しております。

以下、小項目1点について伺います。ゼロカーボンシティ宣言の生かし方について。今後本市における脱炭素社会の実現と再生可能エネルギー導入の可能性に向けたビジョンとロードマップについて、現時点での考え方についてお知らせください。また、総合政策をはじめとする様々な諸計画とのリンク及び温暖化防止実行計画や低炭素まちづくりを前に進めていくための中長期的なグランドデザインについて、今後どのようなまちの姿を描いていくのかについて見解をお示しください。さらに一步踏み込んで、世界で1,100を超える自治体が宣言を発している気候非常事態宣言の表明についてはどのような見解をお持ちになっているのかお聞きいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ただいま富岡議

員から大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は市民部長から、大項目3は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、新型コロナウイルスワクチン接種に関わってについてお答えいたします。初めに、小項目1の5歳から11歳への接種についての考え方についてですが、11月16日に発出された国の事務連絡の中では小児に対する安全性、有効性が確認された新型コロナワクチンを使用し、2回の接種を行うことを前提に自治体における実施体制を確保することとされており、小児への接種を実施する医療機関については接種の手引において様々な要件が求められています。このことから、本市におきましては現行12歳から中学生への接種を実施している名寄市立総合病院の小児科ワクチン外来での接種に向けて調整を進めているところでもあります。ただし、12歳未満の小児への新型コロナワクチン接種につきましては、ワクチンの有効性、安全性を整理し、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において引き続き議論することとされており、今後の検討状況により変更される可能性もあるとされていますので、国の動向を注視してまいります。

次に、小項目2の新型コロナワクチン追加接種についてですが、予防接種法附則第7条第1項において新型コロナウイルス感染症の蔓延予防上緊急の必要があると認めるときは臨時の予防接種の実施を市町村長に指示することができることとされており、11月16日付で関係省令及び大臣指示が改正されたところでもあります。この改正により3回目のワクチン接種となる追加接種についての方法や使用するワクチン、接種対象者、接種間隔などが規定され、接種の手引や実施要領についても改正版が発出されました。これらの改正省令等に基づき各自治体において追加接種が開始されているところでもあります。11月15日に改正された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の資料におい

ては、現時点で追加接種における安全性に重大な懸念は認められていないとされていることから、本市といたしましては法及び慣例、省令等にとり追加接種を進めてまいります。ただし、接種の大前提としてそのリスクとベネフィットの両方を考慮し、本人の同意に基づき接種を行うことが重要でありますので、今後もワクチンについて適切な情報提供に努めるとともに、いわゆるワクチン差別等が起こらないよう市民への周知等を進めてまいります。

小項目3のワクチン検査パッケージについてですが、11月19日付で要綱が発表されたワクチン検査パッケージ制度とは、感染拡大を防止しながら日常生活や社会経済活動を維持できるようワクチン接種歴、または陰性の検査結果を活用し、感染リスクを低減させ、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において飲食やイベント等における行動制限の緩和を可能とするものとされています。飲食店やイベントにおいて、必ずこの制度を活用しなければならないのではなく、人数制限の緩和の適用を受けようとする事業者があらかじめ都道府県に登録するというものであります。北海道においては、12月中旬から登録受付を開始する予定で、また既に第三者認証を申請し、取得されている飲食店については原則ワクチン検査パッケージ制度の登録店とし、12月中旬以降に登録店のステッカーを送付する予定となっています。ただし、要綱にも記載されているとおり、ワクチンの感染予防効果にも限界があり、ワクチン検査パッケージを活用した場合においてもいわゆるブレークスルー感染が一定程度生じるとされています。国においてもブレークスルー感染等の感染の状況や最新の科学的知見を踏まえながらワクチン検査パッケージ制度の在り方や運用等について引き続き検討するとされていることから、本市においても国の動向を注視しつつ基本的な感染予防策である3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等の徹底について引き続き市民への周知を図

ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 私からは大項目2、人権週間に関わって、初めに小項目1、SOGIEの認知についてお答えいたします。

性の多様性に関する市の取組としましては、広報で相談窓口を紹介するとともに、啓発記事を掲載しており、併せて公共施設へのポスター掲示による周知、啓発をしているところです。また、教育現場については、市立大学内へのポスター掲示により啓発を行っており、今後においては中学校や高等学校へのポスター掲示についても取り組んでまいりたいと考えております。近年では、性的指向や性自認の課題を特定の人々のみ必要な課題ではなく、全ての人の人権の問題として捉えるためSOGIEという言葉や考え方が広がりを見せております。本市においてもそのような認識を基に今後も周知、啓発に努めてまいります。御提案をいただきました講演会については、男女共同参画セミナーのテーマを考察する際の候補としてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、パートナーシップ宣誓制度導入に関する考え方についてお答えいたします。パートナーシップ宣誓制度につきましては、本年12月1日現在で全国137の自治体が導入しているものと承知しています。その効力については法的拘束力は持ちませんが、自治体が設置する病院や公営住宅に関するもののほか、生命保険や携帯電話など民間によるサービスも増えつつあり、一部の大企業では福利厚生的一面でも休暇や手当などについて家族と同様の扱いを受けられる制度が導入されつつあると認識しております。現状本市においては性的マイノリティーに関する正しい理解と認識など、まだ導入に向けた熟度が高まっている状況ではないと考えており、検討を進める考えには至っておりませんが、本年度に入ってから57の自治体が制度を導入していることから、今後

も国や他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目3、ゼロカーボンシティ宣言に関わって、小項目1、ゼロカーボンシティ宣言の生かし方について申し上げます。

国による2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す宣言が行われ、国内単位市町村でも今まで以上に機運が高まったと考えております。本市でも現在民間による再生可能エネルギー発電事業の検討が進められていることを受け、さらなる機運の醸成、具体的なロードマップが必要と感じていることから、環境省の補助事業を活用した（仮称）エネルギー計画策定事業の検討を行っているところです。また、総合計画では基本目標Ⅲ、主要施策、環境との共生で取組の方向性を示しており、今後策定予定の（仮称）エネルギー計画はアクションプランに位置づけられると考えておりますので、市民の皆様にも周知をし、ゼロカーボンシティ実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

気候非常事態宣言につきましては、市民の皆様の気候変動への関心を高め、市として地球温暖化対策に率先して取り組む決意を示すことを目的に表明する自治体が増えていることは承知しているところであります。ゼロカーボンの取組と気候変動を緩和するための施策を併せて実施することでゼロカーボンの実現が一層推進されるものと認識しておりますことから、国や北海道、単位市町村の動きを注視しながら情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、時間許す限り再質問をさせていただきますというふうに思います。

地方自治体の行政というのは、地方自治法はじめ予防接種法ですとか感染症法、そして臨時予防接種実施要綱、関係事務連絡に従って市民の健康福祉に関わる行政をつかさどっていかないとということには十分に承知しているところであります。日々刻々と変化をしていく厚生労働省からの通達によって恐らく多忙な業務に当たられている関係職員の皆様が大勢いらっしゃるのかなというふうに思っております。まずもってその部分に関して敬意と感謝を申し上げるところでありますけれども、最終的にはこれ地方自治体の判断に委ねられているという部分が非常に多いと思っております。新型コロナウイルスのメッセンジャーRNAのワクチンについて慎重に見ていく必要があるという認識の下にこれから再質問をさせていただきたいと思うわけでございますけれども、前回の定例会でも一般質問で申し上げましたけれども、一般接種の開始から8か月ほどが経過している今日、いろんな知見とかデータというのが蓄積されてきております、世界、日本問わず。市民の皆様に対して前回の質問以降リスクの部分に関してホームページに掲載をさせていただいたことは非常にありがたいなというふうに思うのですけれども、ワクチン接種のリスクとベネフィットについてしっかりとこれ情報を伝えていく必要があると思うのですけれども、今の状況でしっかりと伝えているというふうにお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) ワクチン接種に関わっての情報について、基本的には厚生労働省とかの情報をもとに市民に提供するというところで考えているところであります。そういった意味で、いろんな情報がネット上では飛び交っていますけれども、それがどの情報がやっぱり市民に周知すべきかとかというのはなかなか難しい状況であります。そういった面では、私どもとしては厚生労働省を主とした情報をやっぱり市民に提供することということで今後も努めてまいりたいし、これま

でもそういった対応の中で進めてきているところでもありますので、今後も同様に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) 厚生労働省の発表される様々なデータの一つリスクの部分に関してきちんと発表していくという形を取るのであれば、やはり一番重要になってくるのは副反応に関する情報というものをきちんとした結果として上がってきているデータをきちんと市民の方にお知らせをすることが私は必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、12月3日、報告死亡者数1,387名、報告重篤者数が5,950名に上っているという、こういった状況はきちんとリスクの部分としてお知らせをする必要があるというふうに思っています。というのも、結局接種する、しないというのは個人の判断に委ねられているわけですから、そこへもってきて、きちんとした判断ができるようなベースデータというものをしっかりと提示をしていくというのは恐らく市民の健康と命を預かる健康福祉部、あるいは名寄市全体としてやらなくてはいけない務めではないかなというふうに思うのですけれども、その辺りについてはいかがお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) ワクチン接種につきましては、これまでも言われているとおり、感染リスクであったり、重症化リスクをいかに軽減するかということでされております。そういった面では、今回の新型コロナウイルス感染症によって一方では重症化であったり、貴い命が奪われたという状況があります。そういったものと、また今議員からありましたワクチン接種による副反応の状況というのは情報としては、こういった情報を市民に伝えて、接種を受けるかどうかという判断をするかというのはちょっと慎重に取り扱わなければならないかというふうに思っています。

ワクチン接種の結果だけではないというふうに思っていますので、そしてここで先ほど言いましたコロナウイルスの感染によっての状況も含めて知らせていかないとということでもありますので、そこは慎重に検討しながら今後追加接種、一般の方に進めていく状況になりますので、情報提供についてはちょっといろいろ精査しながらしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） そのとおりなのだろうなと思う部分もありながらもちょっと違うかなと思う部分もあったりするのですけれども、やはり今ベネフィットの部分に関してというのはワクチンの効果ですとか、そういうのというのは本当に今年の2月ぐらいからテレビや新聞とかでもずっと報道されてきていて、政府広報まで発表されてしまっているというような状況が続いているのですけれども、それに関わるリスクの部分に関してというのは事今回はメッセージRNAというワクチンは人類初めて使われるワクチンであるというふうにも言われている状況ですから、中長期的な、どんなような今後、急性期の反応というのは割とすぐ出てくるかもしれませんが、今後中長期的な影響というのがほぼほぼ分からないというものに関してもうちょっと慎重になる必要がある。とりわけて子供とか若年層に関しては感染しても重篤化をしたりとか死んでしまうというようなリスクが極めて低いという状況にあるわけですから、その辺に関してはやはり年齢層を分けた状況の中で、その年代に合わせた形でのリスクとベネフィットについてを提示する必要があるのではないかなというふうに思っております。心筋炎の報告数、ファイザー接種で10代で16人、20代で13人、モデルナ接種で心筋炎、10代が82人、20代が49人に上っているという状況です。ワクチン接種後の死亡者、残念なことに10代で5人、20代で26人が12月3日まで

の報告で上がってきているという状況なのですけれども、一方コロナの感染で亡くなった若い人というのは10代で3名、基礎疾患持っている方、そして呼吸器をつけている方、そして交通事故で亡くなられた方の遺体を調べたら陽性だったからという形での3人、20代は26人が上がってきている。そういう状況ですので、若い人への接種に関しては本当に、今後未来のある、60年、70年という未来があって、名寄市の将来を背負っていただく方々でもあると思いますので、その辺に関しては十分にお知らせをできるような情報を提供していただければというふうに思うところです。

それで、ちょっと病院事務部長に聞きたいのですけれども、保健所のほうに問い合わせましたら、副反応に関してのデータというのが保健所持っていないということで、病院から直接厚生労働省に上げているという回答だったのですけれども、例えば名寄市立総合病院とか名寄市内の病院から厚生労働省に副反応報告というのは、個人情報あるので、詳しいことは聞きませんが、上げている実績はあるということよろしいですか。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） これはシステムがございまして、そういうようなものがあつたときにはそれに入力をするということになっておりますので、あつた場合はそのように対応しております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 10代、20代では恐らくリスクのほうにベネフィットを上回っているのかなというふうにも思える部分があるのですけれども、3回目のブースターショット、追加ショットに関してなのですけれども、横浜の市立大学による接種後の抗体価の調査、これによりますと接種1週間から3週間で効果のピークを迎えて、6か月後には抗体価が90%減少、ウイルスの感染阻害能力を示す中和抗体価も80%減少すると。

陽性率が85.7%という結果が出ているということはあるのですけれども、ブレークスルー感染によるクラスターの発生というのもあちこちで報道されているとおりでございますので、今後の中心となるオミクロン株は弱毒ではないかというふうな話もありますけれども、スパイクに変異箇所が30か所以上あるという変異株だというふうにも言われております。現行のワクチンが有効か否かもよく分かっていない状況なのですけれども、最初に発生した武漢からの由来に対するワクチンの追加接種というもので抗体価を再度引き上げることが今後も重要だというふうにお考えでしょうか。そこについてちょっとお伺いしたい。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 先ほどから申し上げているそういった点につきましてさきの厚生科学審議会等で審議をされて、厚生労働省のほうから通知によってそういった面では有効だというふうにされている部分があって、本市としましては今回の新型コロナワクチンの接種の国策である中での市民の皆さんにワクチンを接種するという役割をしっかり果たしていかなければならないというふうに考えているところであります。言われていますように、将来的、10年後、20、30年後はこれは誰にも分からない。過去のウイルスに対するワクチンもそういった状況の中で抑制をしたり、場合によってはワクチンが消滅したり、いろんな変遷があったというふうに思っております。そういった面では、先ほどから慎重にという話しされていますけれども、本市においてはこれ12歳から中学生同様やっぱり名寄市立総合病院の小児科外来のほうでワクチン接種を子供たちには打ってもらいながら、専門医の先生からしっかり説明を聞きながら、最終判断をしてもらい、そういった対応もしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員）（12月15日 富岡議員発言により削除）

1
0月24日から26日の間に第13回ワールドヘルスサミットというのが開催されたというのは御存じでしょうか。御存じない。毎年これ開催されているらしいのですけれども、120か国、6,000人が参加して、WHOのテドロス局長も参加されているサミットなのですけれども、その中で医薬品メーカーのバイエルの医薬品部門責任者のステファン・オーエルリッチさんという方がメッセンジャーRNAのワクチンを開発されている方であるらしいのですけれども、医薬部門の責任者として。細胞、遺伝子の治療の一例であるというふうにメッセンジャーRNAのことを言われていて、それが発表されて、全世界に発信をされているところなのですけれども、日本ではなかなか報道されないのはなぜかなと思うのですけれども、実際に私たちがそういうような話を事前に聞いていたら接種したかな、どうかというところがちょっと気になるのですけれども、一般市民に対して細胞、遺伝子治療を目的とした注射を打ちますよと話をされたら抵抗があるかといったら、恐らく抵抗があるという人のほうが圧倒的に多数なかなというふうに思うのですけれども、その辺についてそういうような話があるということなので、ぜひこれは調べておいていただけたらいいなというふうに思っております。ウイルスというのは宿主を殺すような強毒性を持っていることというのはまれなわけなのですけれども、12月8日に皆さん

も御存じの理化学研究所生命医科学研究センターの免疫細胞治療研究チームが出された研究の結果なのですけれども、日本人が諸外国に比べて感染者、重症者、死亡者が欧米諸国よりも低いという要因について研究をされてきたのですけれども、日本人は何でもHLA A 2 4分子というヒト白血球抗原というものを有しているということの一つの要因に挙げています。体内に存在している季節性コロナウイルスに対する記憶免疫のキラーT細胞が認識するHLA A 2 4抗体部分を発見して、その部位が新型コロナのスパイクたんぱくに対して強く、交差反応する、つまり感染した細胞をキラーT細胞がやっつけてくれるのだという、そのものを日本人は特性としてたくさん持っているよという話なのですけれども、こういったこともいろいろと今知見データ等が上がってきていて、研究もされていますので、その辺も調べた上でぜひとも御提示をしていただきたいなというふうに思うのですけれども、その辺についていかがでしょう。厚生労働省だけではなくて、いろんなところからも。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 担当部長としてはあまり専門的な知識がなくて、ちょっと理解できない部分は大変申し訳ありませんけれども、先ほども言いましたけれども、ホームページ上ではいろんなそういった知見とかのワクチンに対する考え出されているかと思います。少しは見るのですけれども、なかなか理解できない部分が多くあって、そしてまたいろんな見解が出ていた部分があって、本当にどれを信用といいますか、どれをやっぱり見て進めればいいのかというのがすごく担当としては悩むところであります。そういった面では、先ほど申し上げましたけれども、厚生労働省が勧めている部分についてはしっかり周知をしていきたいというふうに思っているところであります。私も時間あるときにはそういったものをちょっと見ながら、また自分の勉強していきたい

というふうに思っているところであります。ただ、今回の新型コロナウイルスについては、当然私は経験したことありませんし、ほかにもこれだけの大きな全世界に影響を及ぼしたウイルスというのはそうないかなというふうに思っております。先ほどからワクチンに対する副反応の話もされていますけれども、一方では感染症によって身体に影響を及ぼすこと、また経済に大きな影響を及ぼす、そういった状況を勘案した中で、国においてもそういった判断の中ではやっぱりワクチン接種を多少のリスクがあったとしても進めるという部分に判断をしたのかなというふうに思っているところであります。そういった意味では、非常にこれは難しい判断の中で進められている事業だというふうに思っています。一自治体では判断できるものではありませんので、国からの指示を受けて、市としてやるべきことをしっかりやって、一日も早く安心して暮らせるまち、そして経済が元に戻ることを目指して取り組んでまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 後ろから拍手が上がってしまった。先ほどの理化学研究所の研究の成果というのは、今後SARS-CoV-2の重症度の診断とかワクチンの有効診断、あるいは今後の治療薬の開発にも非常に有効として期待をされているという部分がありますので、そういった情報も市民にお知らせしていくというのにも必要なのかなというふうに考えるのですけれども、自治体の健康福祉部や保健センターというのは恐らく健康に関するプロの皆様だろうというふうに私は認識しているのですけれども、厚労省から接種の奨励をされている部分をそのままスライドして踏襲をしていくだけではなくて、そのリスクに関してをきちんと調べ上げた上で安全側、フェールセーフを取りながら市民の命と健康を守っていくことが大切であると私は思っています。予防原則というのは感染に対する予防ばかりではなくて、接種に

おいても害を与えないというのがすごく大切になるのだろうというふうに思うのですけれども、恐らく市民の健康とか命を守るということに関しては差異はないと思うのですけれども、事今回のこういう初めてのようなケースの場合においてそこが一番主軸になって考えなければいけないところかなと思いますので、最終的には行政の、自治体の判断ということにもなるかと思っておりますので、その辺に対してもう一度お考えを一言伺えたらなというふうに思うのですけれども。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 答弁繰り返すこととなりますけれども、自治体の判断と言われても今回のこの新型コロナウイルス感染症に対する対応、取組についてどういった判断があるのかというふうにちょっと考えてみましたけれども、これまで言ったように、ワクチン接種についてはしっかり間違いのないように打つこと、そして感染予防対策についてはしっかり市民の皆様へ情報提供しながら感染リスクを軽減させる、そういった手法も含めてしっかり伝えて、一人でも少ない、感染者をできるだけ少なくする、そういった基本的なことをしっかりやっていくことが自治体に求められているかなというふうに考えているところであります。健康福祉部、保健師も多くいて、専門家といいながらもこのワクチンについてはそういった薬事の部分を含めた専門的な部分はありませんので、なかなか理解も難しいところありますけれども、先ほど指摘されている部分については私自身も見ながら、どこまで理解できるかはちょっと分かりませんが、市民に提供できる部分については提供していきますが、市民もしっかりその辺は副反応も含めて理解をして、やっぱり自分自ら打つという、そういった判断が必要になりますので、そういった情報提供につきましては今後も引き続き行いながら市民の皆様へ、希望される方々にはしっかりワクチン接種をするような、そういった体制を整えて、進めてまいりたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) ありがとうございます。市民の皆さんの命と健康と未来をぜひとも守っていくようなふうに今後もお願いをしたいなというふうに思うところでございます。ただ、いろいろな知見とか研究結果が上がってきていますので、いろいろなものに目を通していただくことも大事なのかなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大項目2の人権週間に関わってのほうに入らせていただきます。7月12日に北海道知事、鈴木直道さんから人権が尊重される持続可能な北海道を目指してということで道民の皆様宛てにメッセージが発信されているのは、御存じだったでしょうか。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) メッセージが発信された記憶は若干ございますが、申し訳ございません。内容については今分らないです。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) 内容については今ここで読むと時間なくなってしまうので、御興味のある方は調べていただきたいなというふうに思うのですけれども、北海道全体がやはり人権問題に関わっていろいろな発信を今されてきているという状況にあります。それで、北海道人権施策推進基本方針というのも改定されて、打ち出されております。子供でも読みやすいように平仮名がちんと振られたものになっておりますので、恐らくこういうのが教育現場なんかでも使われているのかなんていうふうに思うのですけれども、教育部長、こういうのは御存じでしたか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 大変申し訳ございません。分かっていますでした。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 北海道人権施策基本方針というものの、差別、いじめは駄目だべやという熊の絵が描いてあるようなものがありますので、ぜひとも見ていただければと思います。今年の9月に開催されました性的マイノリティーの差別解消と権利保障を目指したレインボープライド札幌の公式マガジンの中に道内各市へのアンケート調査のページが載っております。ここには、名寄市長の加藤市長の祝辞も載せてあります。名寄市としては取組については、先ほど答弁にあったように、当事者の窓口の紹介とかポスター、チラシ、そういうものがあるよという紹介がありました。ただ、証明書類の氏名の、名前の変更ですとか庁舎内での相談窓口の設置、あるいはパートナーシップ宣誓制度の導入に関しては今のところは検討していないよというような御回答だったのですが、それらにちゅうちょしているのはなぜなのかということをもう一回聞きたいなと思います。国や道の示す動向を見てというのであれば、先進事例ももう130という自治体が行われているわけですから、そういったところの実態というものをきちんと調査をする必要があるのかなと思いますけれども、その辺に関していかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） まず、相談窓口につきましては庁舎内に相談における専門家がないということで、窓口におきましてはそういった場所を御案内させていただくということにとどめております。また、パートナーシップ宣誓制度につきましては、周囲の方々の理解が必要なカミングアウトを伴う制度になると考えております。また、効果といいますのはその地域限定で、法的に認められたものではないということで、地域社会の方々の理解がまず大変重要になってくると思っております。性的マイノリティーの方に対する知識や理解をもうちよっと周知や啓発を行うことで十分高めてからそういったことを検討してまいりたいなと思っております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひとも前向きに進めていっていただきたいなというふうに思います。今年の3月、札幌地方裁判所で婚姻の法的効果を同性カップルが享受できないのは憲法第14条1項、平等権に違反するという判断を示しています。国のほうの問題でもありますので、同性婚の問題、あるいは選択制夫婦別姓の問題等々、そういったものも同時に進行させていかなければいけないなというふうな部分あるのですけれども、NHKの世論調査で同性婚を認めることへの賛成というのはおよそ6割がいるという状況になっています。世界に目を向けますと、2001年にオランダで同性婚が法制化されたのを皮切りに2019年にはアジアで台湾が同性婚を認めています。今や先進国、G7のうち同性婚を認めていない国は日本だけになってしまっているという現実があります。パートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ制度を取り入れている先進的な市というの、自治体もございまして、ぜひともそういったところを巡っていただきながら探っていただきたいというふうに考えております。なぜこの制度を導入することを勧めるかというのは、制度導入したとしても一般的な普通に今まで生活している人たちには何の影響もないというのがすごく重要な部分で、今までの婚姻制度や自分たちの生活スタイルというものを脅かすような影響、支障を及ぼすことというのは一つもないわけですから、ぜひとも誰一人取り残さない名寄のまちを築いていく、あるいはそういう人たちを受け入れているのだという、アライという、アライアンスの気持ちを含めて表明をしていくということは今後の名寄市にとっても非常にプラスになっていくというふうに考えておりますので、人権問題だけの観点ではなくて、名寄市の今後の発展のためにもぜひとも取り入れていただきたいなというふうに思います。ぜひとも今後やっていただきたいかなと思うのは、市民向けの講座とかパネル展、あるいは広報活動、市

内の事業者への協力要請とか研修会、ガイドブックの作成、あとは大事になってくるのはまずは行政職員のスキルアップにつながるような研修をしていただきたいかなと思っています。ダイバーシティ推進センターを持っているという自治体も結構数あるようですので、困り事を抱えている人がいるときに困っていることに対して手を差し伸べることのできる理解者、相談者というものをいろいろなジャンルの中でつくっていくことによって、それが市民にどんどん輪を広げていくという形で進んでいくのかなというふうに思っております。あとは、交流機会の創設として少数派に置かれている人たちとアライの人たち、そして行政側の交流とか懇談会、こういったものというのも積極的に広げていく必要があるのかなというふうに思っております。その辺に関して今後どのような取組をしていくかについてお伺いしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 今議員のほうから御提言いただきました様々な取組を含めまして、今後研究してまいりたいと考えております。また、性的マイノリティーに関する正しい理解と認識という部分で、周りがそれを積極的に認めて、支援助けていくといった理解がまずは必要だと考えておりますので、そういった部分も含め、熟度を高められるような形の取組ができるのか研究してまいります。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) 今回はセクシャルマイノリティーの部分に限定した形で人権週間に関わってという質問させていただいたのですが、様々ないろいろなジャンルにこの人権問題というのがあって、誰一人いずい思いのしないような形で生活ができるような空間づくりというのは非常に大事になってくるかなと思っています。ぜひともよろしく願いしていきたいかなというふうに思っているところです。

ゼロカーボンシティ宣言に関しての再質問になるのですが、宣言の自治体が11月末現在で492あるわけですが、名寄市は旭川市、室蘭市に次いで484番目の宣言発出になったということで、非常にそれがすばらしいことではあるわけですが、宣言文の中に自然と調和した環境に優しく快適で、安心、安全なまちづくりに向け市民や事業者の皆様と一体となって、2050年までに云々というふうになっているわけですが、市民や事業者の皆様と一体になってという部分に関して、この辺についての市民の皆様、あるいは事業者の皆様との合意形成というのを発出前につくられているのかどうなのか、あるいはこれからつくっていくのかについてちょっとお聞きしたいなと。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 合意形成の考え方につきましては、最初の答弁でもお答えしたとおり、計画をこれから策定してまいりますので、その中で具体的なお示しをしながら共感、御理解をいただいでいく努力をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) せっかく宣言を出されたということなので、ぜひとも広く一般市民の方々に浸透するような取組をしていくことはぜひともお願いしたい部分であるところであります。ロードマップを今後宣言に関わっての部分、あるいはこれから脱炭素に向けたエネルギー計画策定事業ですか、が仮称として今あって、それを推進されていくというようなお話もありましたけれども、今年の7月28日には36.4度という名寄も記録的な猛暑になったり、あるいは今ニュースを騒がせている、アメリカでは竜巻のアウトブレイク、こんなのが起って、大変な状況になっているという状況の中で、この気候危機というものに関してはやはり私たちも目を向けていかななくてはいけない。そして、名寄の一番の宝物であるのは恐ら

く今後冬季スポーツの拠点化事業もろもろの計画に絡まってくる部分だと思えるのですけれども、雪質日本一という大きな看板を掲げているということに立ち返って考えてみますと、それらが失われていくということは大きな宝を失うことにもなるのかなというふうにも思いますので、今後も気象に関してのゼロカーボンへ向けた施策というものをきちんと上手に動かしていけるような形になるといいなと思うのですけれども、木質バイオマスエネルギーを恐らく十数年来意外と色々な先輩の議員たちが質問されてきたと思うのですけれども、なかなか前へ進んでこなかったというような部分があったのではないかとこのように認識しているのですけれども、このたび木質バイオマスエネルギーをやるとなった一番の動機づけ的なものというのはどこにあるのかについてちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） これは民間の事業ということですので、当然採算性というのが出てくるのだと思いますけれども、それを下支えしているのがFITという制度であります。それから、当然事業をするためには燃料調達というのが保障されなければ継続できませんので、そういった意味ではやはり製紙工場があった意味といたしまし、これ加藤市長がよく口に出して説明していますけれども、もともとパルプが集まる地域柄であったということが今回原料が古紙に変わっていったとことでの立地的には非常に厳しい地域になってしまったという経過から原点回帰ということで、もともとここにチップ燃料が集まりやすい地域だったということも強みになっているのだと思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） いろんなところでこの木質バイオマスをやられているところもあつたりもしますし、今JAG国際エネルギーの民間の方々がどのように考えている、あるいは王子緑化の山

がどれだけあってということはちょっと計り知れない部分あるのですけれども、ざっと概算で年間10万トンの材料が必要だということになると、この辺だけで果たして賄っていけるのかどうかという不安があるのですけれども、その辺について大丈夫なのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ここについては、問題ないということでこれまで議論が進んでいるというふうに理解しております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 材料が足りなくなって、マイレージコストをかけて結構遠くから運んでくるというようなところもあるというような話も聞いていたので、若干ちょっとその辺が心配になったので、お聞きしたところでございますけれども、そのほか再生可能エネルギーを考えていく上で、前回の定例会の中でも佐久間議員が水素の話もされておりましたけれども、ゼロエミッション燃料、水素エネルギーというものを取り入れていく考え方というのは併せ持って、どのように考えていらっしゃるかということをお聞きしたいなと。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 水素というのは次のエネルギーとしても非常に期待されるものでありますけれども、ここについてはまだ国のレベルにおいても実証レベルということですので、一番のネックはやはり充填というか、補給するステーションを1か所造るのに約5億円かかるとも言われていますので、そういったことがしっかりインフラとして国として整備していく方向性が示されなければ、なかなか具現化というのは進んでいかないのだろうと。あわせて、ではそこの先進地になるべく国に相談しながら、その可能性については情報収集はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) ぜひともその辺も含めて進めていっていただきたいなと思います。いずれにしても、今後再生可能エネルギーを使っている発電したり、エネルギーを供給するというようになってきますと熱利用ということも考えなければいけないなと思いますので、町中の温浴施設の展開とか、そういったことも含めていろいろなエネルギーの活用方というものについて研究をして、前へ進めていっていただければありがたいかなというふうに思っております。

以上をもって質問を終わらせていただきます。

○議長(東 千春議員) 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

○議長(東 千春議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

散会 午後 3時31分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 清 水 一 夫

署名議員 川 村 幸 栄